

# 2010年 第2回国際都市税理士サミット報告書

— 各国の税務専門家制度の懸案問題と国際的協力方案 —



東京税理士会 国際部

2010年  
第2回国際都市税理士サミット報告書

— 各国の税務専門家制度の懸案問題と国際的協力方案 —

東京税理士会 国際部

# はじめに

東京税理士会会長 山 川 巽



第2回国際都市税理士サミットが10月14日・15日の2日間、韓国ソウル市において、ソウル地方税務士会の主催で開催された。

2004年に本会主催で開催されて以来6年振りの大会であった。

参加団体は主催会の韓国・ソウル地方税務士会、中国・注冊税務師協会、ドイツ・ケルン税理士会、イギリス・勅許税務協会そして東京税理士会の5団体で本会からの30名を含め参加者は約260名であった。

大会のテーマは「各国の税務専門家制度の懸案問題と国際的協力方案」で、大会初日の14日はシンポジウムが行われ、本会からは鈴木国際部長が「我国の税務専門家制度の現状について」と「中小企業向けの会計基準について」「税理士の社会貢献事業について」の3つのテーマについて説明した。各国の説明が終了した後に質疑応答があり、多くの質問が出た。

2日目の15日はサミットが行われ各国の懸案問題について発表があった。

本会からは、税理士業界最大の問題である税理士法の改正問題に関し「税理士の資格取得制度について」と「日本における電子申告の現状と問題点について」を私が説明した。

サミットでは当初予定されていなかった質問も会場からあるなど活発な会であった。

サミット終了後は、第2回国際都市税理士サミットの締めくくりとして、ソウル宣言に各代表が署名したのち、記念撮影やレセプションが行われ、サミットは大きな成果を残し幕をとじた。

今回のサミット開催に当っては、いくつかの問題があった。

当初第2回のサミット開催を約束してくれたドイツ・ケルン税理士会が、諸般の事情から開催ができなくなったことである。

ケルン税理士会に変わる次の開催会をソウル地方税務士会に白羽の矢を立て、2008年6月同会の役員選挙が終わり、李新会長に決まったことから、私を含め4名が会長の就任のお祝いとサミット開催を依頼するためソウルを訪問した。

その後、本会とソウル地方税務士会との間で毎年相互に訪問し、情報や意見の交換を行っている場でも、繰り返し開催を依頼した結果、今回のサミット開催に至ったのである。

ソウル地方税務士会では、サミット開催に当たり、本会に対し、サミットの準備からテーマの選定、運営の方法など全ての点で協力を求められた。

東京会は、第1回のサミット開催会であり、その折のサミット宣言「東京宣言」に「……私達はお互いの情報交換視察団の派遣や受け入れ及び定期的な会議の開催等に協力するものとする」とあることに鑑み、小林専務理事、鈴木国際部長、趙国際部委員の3名が数回にわたり訪韓するなど、その開催準備に当たり、全面的な協力を行った。

世界の経済がグローバル化する中で、税の専門家が、この様に一堂に会し情報を交換し合うことは、自国の税制や税理士制度の発展につながることであり、有益なことである。

このサミットが今後も継続し開催されることを切望している。

今回のサミット開催にご協力をいただいた方々並びに参加された皆様に感謝したい。

# 追い求めた6年間の夢

第2回国際都市税理士サミット 実行委員会委員長

東京税理士会 専務理事 小林 進



6年前の2004年、まさにアテネオリンピックが開催された年の6月に第1回国際都市税理士サミットが東京において開催された。当時、私は国際部長としてサミット会議の開催準備に忙殺されながらも、第1回サミットが終わった時、出来れば4年後の北京オリンピックの年に第2回のサミットが開催されればいいとなにげなく思ったものであった。しかしながら現実はいかに思っておりにはいかず、なんと6年の歳月が過ぎ去った。その間、ケルン税理士会に第2回サミットの開催をお願いするためドイツまで足を運び、一旦はケルン側も開催を受諾し開催日までほぼ決定したかに思われたものの、最終的には諸般の事情でキャンセルされたという苦い思い出も有る。その後、ソウル地方税務士会に第2回サミットの開催を何度もお願いした。ソウル側では私の顔を見るたびに「またサミットのお願いですか?」というほどであった。ソウル地方税務士会には独自予算がないといった事情等から、私自身一旦は開催を諦めた時期もあった。しかしながら両国の先輩諸兄によって築かれた長年にわたる日韓友好の絆により、なんとか今回の第2回サミットの主催を引き受けていただけだ。あらためてソウル地方税務士会には心からの感謝を申し上げるとともに、短期間の準備期間でありながら、大変内容のある充実したサミットを開催されたことに深甚なる敬意を表する次第である。

6年ぶりではあるが、サミット参加国が税務専門家制度の有用性を再確認しあい、国際的連携の必要性を再認識しあったことは大変に有意義であったと確信している。もちろん一方で、日税連が参画している AOTCA (Asia Oceania Tax Consultants Association) という国際的組織があるにもかかわらず一単位会である東京税理士会が多額の支出をしてまでサミットのような国際会議を主導するのはいかなものかといったご批判があることも事実である。しかしながら、今日のグローバル化された世界の中で、今後日本の税理士制度を果たして日本だけで守れるだろうか。租税国家の中で税理士制度を有する国は、世界的にみてごく少数であるという現実に向けなければならない。税理士制度あるいはそれに類似する制度を有する国々が連携し、それらの制度を普及発展させることこそが世界の税理士制度を、ひいては日本の税理士制度そのものを守る上で大切な手段と考えられる。その意味でサミット会議は AOTCA とはその趣を異にし、アジア・オセアニアだけでなく欧州の国を含めた税務専門家団体に特化した会議であり、国際会議ではあるもののその成果は日本の税理士制度の維持発展に直結するものといえる。仮に将来、この“国際都市税理士サミット”の“都市”の文字がはずれ、都市レベルから国レベルの“国際税理士サミット”に発展すればそれはそれで結構なことであろう。

サミット会議終了後のレセプションの席上、ケルン税理士会の代表から4年後の2014年にケルンにて第3回のサミット会議の開催を前向きに検討する旨の発言があり、更には中国注冊税務士会からも開催に向けての積極的な意向が示されたことは、サミットの継続に向けての大きな弾みとなった。今後、これまで主導的な役割を果たしてきた東京税理士会としては、今回を含めた2回のサミット会議の形式や内容を再検討し、より長期的かつより高次元の観点から第3回目の会議に対し改善すべき点を提案するような努力をすべきであると考えている。

『燈燈無尽』という言葉がある。サミットに参加した一人ひとりの心に次々とサミットの灯がともされ、そして文字どおり尽きる事無くサミット会議が継続されることを切に願うものである。

# 報告書の発刊にあたって

東京税理士会 国際部長 鈴木 雅 博



第2回国際都市税理士サミットがソウル地方税務士会主催のもと成功裡に終了したことを、東京税理士会会員として、又現場責任者の一人として大変嬉しく思っている。

第2回の開催までには、様々な困難と多くの時間の経過があったが、東京税理士会が第1回国際都市税理士サミットを主催した時の沢山のノウハウや経験が、今回のソウルサミットの企画・組織、運営に十二分に反映されたことを確信している。

さらに今後につなげる為の意味深い国際会議としてその名を歴史に残したと言える。

その成果は、第1回の「東京宣言」が、今回の第2回大会実施により、その継続性をさらに堅実なものへ発展させたことにあると言える。

具体的には、税務専門家制度の有用性を改めて認識しあい、今後継続的に国際的な連携を保つことを確認できたことである。

国際都市税理士サミットの継続は、おりしも日、韓、独で進行している税理士法改正の問題に対応する有効な国際会議であると同時に世界各国の税理士制度問題に直結する重要プロジェクトといえる。

今後の展開として東京税理士会は、2011年2月3～6日にドイツ・ケルン税理士会を訪問し、両会の友好協定30周年を共に祝い、ワーキングセッションを行う。そしてこの訪問のもう一つの重要な課題は、第3回目のサミット会議の開催をケルン税理士会にお願いしたいということである。

この願いが達成されてはじめて、永続的かつグローバルな視点からの国際都市税理士サミットの第1ステージの完結といえる。

本報告書は、ソウルに行ったサミット参加会員を超えて多くの東京税理士会会員が、また、東京会のみならず、日本のすべての税理士会会員が活用できる様に国際部内で議論し、サミット参加者の協力のもと作成したものである。是非ご一読頂きご意見をお寄せ頂きたい。

最後に、今回のサミットを主催したソウル地方税務士会会長李昌圭氏からの書簡の一部を紹介して、報告書の発刊にあたっての挨拶に代えさせて頂きたい。

「ソウル会の多くの会員からは、今回のサミット会議が形式はもちろん内容面においても深く誠意ある発表だったため、出席者すべてにとって有益な時間であり、今後もこの会議が持続されることを望む賞賛の声が多く寄せられました。我々も今回の会議が各国の税理士制度について知識を深める貴重な場であったと自負しております。」

# 大きく前進した税理士の国際連帯 第2回税理士サミットの成功を祝す



第1回国際都市税理士サミット議長 金子秀夫

ソウルの街はハンガンの兩岸に広がり、秋の陽光に輝いていた。行き交う人々よりも、車の方がはるかに多い感じがする。人々は車によって流れ、その流れの速さは、時代を先取りしようとするエネルギーの象徴かとも思われた。あれから6年、私達は逆に、ゆっくりと時の流れの奥深さを感じとっていたと言ってもよからう。

丁度6年前の2004年初夏に第1回税理士サミットが東京で開催され、それは初回を飾るに相応しく、大成功であった。洋の東西から6ヶ国の税理士会代表が集い、シンポジウム、懇親パーティ、頂上会談、東京宣言と、すべてがとどこおりに行われた。これらの会場のどこかに日本の財務大臣、国税局長、日税連会長等のご来駕を頂き、東京税理士会ははじめ他会の会員が延1000人以上も参加し、租税国家にとって税理士制度は無くしてはならない国民のための制度であることを表明した「東京宣言」が採択されるという歴史的成果を得ることができた。

私達はこの時以来、税理士によるこの国際的連帯を絶やすことなく、第2回サミットを開催しようと呼びかけて来た。参加各国の税理士会からも、第1回サミットの意義を高く評価し、継続して開催しようとの一致した意見が出されていた。だが、主催国を引受けるとすれば、自国内の条件が最も整った時期に立派に行いたいという本音も聞かれ、国際会議開催の難しさも知らされたのである。

いくつかの曲折を経たが、今回、ハンガンの奔流にも似てエネルギー溢れるソウル地方税務士会が開催を決定されたことは、誠にもって時を得、人を得、国を得たことと言え、心より感謝申し上げる次第である。

韓国では、この6年の間に、国税基本法に新たに盛り込まれた納税者の権利を擁護するための手続規定が実施に移され、税務士の役割が一層高まった時期といえる。また、電子申告が着実に定着し、法人についてはほぼ完全に電子申告が行われるようになったが、その推進役であり担い手となったのは税務士であるとされている。さらに最近では、FTAに向けて、サービス業の国際化にどう対処するかという新しいテーマと真剣に取り組んでいる。

気がつけば、いつの間にか日本の税理士の今日的テーマを、すべて韓国の税務士の皆さんに先取りされた感すら受けるのである。

この6年間、日本の税理士業界は、極めて平穩に過ぎて来た。いや、時代の急激な変化をなるべく感じないようにして来たのかも知れない。今回のサミットの内容については別に紹介されるのでここではふれないが、韓国をはじめ他国の税理士は、厳しい国際環境にどう対処するか、その具体策を模索し、対応し始めている。島国日本の税理士にとって、この税理士サミットは、世界に向けた情報の窓口であり、国際交流の最良の場として持ち続けなければならないと、改めて感じたのであった。

また、第1回サミットと比較して強く印象に残ったことは、中国を代表する注冊税務師会のパワーである。6年前の東京大会では、注冊税務師制度発足から間もないこともあって、控え目で他の参加国から学ぼうという姿勢に徹していた。かなり腰が引けていたので、私は北京まで出向いて気兼ねなく参加してほしいと申し入れたほどであった。しかし、今回は最多数の参加者を繰り出し、極めて積極的で、次回の主催国を希望するほどであった。中国の攻勢ぶりは、いずれ税理士業界にも及ぶものと知るべきであろう。

最後に、今回のサミットの成功の一つとして忘れてはならないことは、次回開催地をドイツ・ケルンに決定したことである。これで、税理士制度発祥の地でのサミット開催が約束されたことになる。

末尾ではあるが、ここに至るまで大変ご努力された山川会長、小林専務理事はじめ諸兄姉に心から感謝申し上げ、第3回も成功されるよう祈念したい。

# ソウル宣言

## The Seoul Declaration



2010年10月15日

## The Seoul Declaration

(The Second International Metropolis CPTA Summit)

We, as a result of the discussion at the Second International CPTA Summit conducted under mutual respect and trust, hereby adopt the following declaration.

1. We, tax professionals, recognize our responsibility to represent tax payers and to protect their rights. We hereby promise to immerse ourselves in self-improvement efforts to provide tax services of sufficient quality and to fulfill our social responsibility as tax experts with public interest.
2. Rapidly changing global economy and diversified society are creating complex tax environments, challenging the boundaries of work we tax professionals operate under. Concerning the pending issues under challenge in each country, we, association of tax professionals, are in need of developing proactive measures based on international understanding and cooperation. Therefore, we will continue to protect tax professional institution by exchanging useful information, hosting international conferences on a regular basis, and cooperating by other means.
3. We recognize differences in the taxation systems and the tax payment environments among countries. Based on friendship and trust, we will strive to uplift our professional status as tax professionals. We will make efforts to foster mutually constructive relationship with a broader understanding and interest.

Chinese Certified Tax Agents  
Association  
China

Representative

Tokyo Certified Public Tax  
Accountants' Association  
Japan

Representative

Seoul Association of Certified  
Public Tax Accountants  
Korea

Representative

Chamber of Tax Advisers in  
Cologne  
Germany

Representative

Chartered Institute of Taxation  
United Kingdom

Representative



# ソウル宣言

(第2回国際都市税理士サミット宣言)

我々は、第2回国際都市税理士（CPTA）サミットに参加して相互尊重と信頼を土台に発展的な議論をした結果、次のような宣言を採択する。

1. 我々、税の専門家は、代理人として納税者の権利を擁護する責任があることを認識して、十分な税務サービスを提供するため自己開発努力に全力で取り組み公共性を持った租税専門家として社会的責任を全うすることを約束する。
2. 躍動的に変化している世界経済と多元化された社会は複雑な租税環境を作り出しており、我々税理士（租税専門家）団体の業務領域を多様化している。  
国ごとに多様化されている懸案問題に対して我々税理士（租税専門家）団体は国際的な理解と協力を土台に前向きに積極的な対策を練っていくことが必要である。したがって我々は有用な情報の交換および伝達、定期的な国際会議の開催、その他の協力を通じて税理士（租税専門家）制度を守って行く。
3. 我々は、各国の租税体系と納税環境の違いを認識し、相互友情と信頼を土台にして税理士（租税専門家）として専門的な地位を向上させるために努力することにより、未来に向けより幅広い理解と関心を通じて相互発展的な関係を維持するために努力する。

2010年10月15日

# 目 次

はじめに .....	東京税理士会会長 山川 巽 .....	1
第2回国際都市税理士サミット 実行委員会委員長 追い求めた6年間の夢 .....	東京税理士会専務理事 小林 進 .....	2
報告書の発刊にあたって .....	東京税理士会国際部長 鈴木 雅博 .....	3
大きく前進した税理士の国際連帯 第2回税理士サミットの成功を祝す .....	第1回国際都市税理士サミット議長 金子 秀夫 .....	4
サミット共同宣言「ソウル宣言」 .....		5
目次 .....		7
プログラム .....		8
第1部 シンポジウム（10月14日開催）		
第1章		
各国の税務専門家制度及び税制比較 .....		9
第2章		
税務専門家制度における各国の現代的課題 .....		25
1. 中国注册税务师协会		
2. ケルン税理士会		
3. 東京税理士会		
4. イギリス勅許税務協会		
5. ソウル地方税務士会		
議事概要 .....		33
第2部 サミット（10月15日開催）		
第3章		
税務専門家制度における各国の国際的連携 .....		39
1. 中国注册税务师协会		
2. ケルン税理士会		
3. 東京税理士会		
4. イギリス勅許税務協会		
5. ソウル地方税務士会		
議事概要 .....		55
サミットに参加して .....		61
おわりに .....	東京税理士会副会長 石田 通野 .....	70
サミット参加者名簿 .....		71

# プログラム

2010年10月14日(木)

13:30～14:00	受付
14:00～17:30	第2回国際都市税理士サミット<シンポジウム> 議題 税務専門家制度における各国の現代的課題 議長 ソウル地方税務士会 会長 イ・チャンギョ
	各国報告者
中国	中国注册税务师協会 副会長 劉太明(Liu Tai Ming)
ドイツ	ケルン税理士会 副会長 ペーター・フォン・シュタイン(Peter Vom Stein) ケルン税理士会 事務局長 ドクター・ハインリッヒ・ワイラー(Dr.Heinrich Weiler)
日本	東京税理士会 国際部長 鈴木 雅博(Masahiro Suzuki)
イギリス	イギリス勅許税務協会 フェロー デボラ・アネルズ(Deborah Annells)
韓国	ソウル地方税務士会 会長 イ・チャンギョ(Lee Chang Kyu)

2010年10月15日(金)

13:30～14:00	受付
14:00～16:30	第2回国際都市税理士サミット<サミット> 議題 税務専門家制度における各国の国際的連携 議長 ソウル地方税務士会 会長 イ・チャンギョ
	各国報告者
中国	北京秋望月注册税务师事務所 所長 章秋月 上海青瑞注册税务师事務所 所長 李言明
ドイツ	ケルン税理士会 副会長 ペーター・フォン・シュタイン(Peter Vom Stein) ケルン税理士会 事務局長 ドクター・ハインリッヒ・ワイラー(Dr.Heinrich Weiler)
日本	東京税理士会 会長 山川 巽(Tatsumi Yamakawa)
イギリス	イギリス勅許税務協会 前コミッティーチェアマン ニック・ゴールドデン(Nick Goulding)
韓国	ソウル地方税務士会 副会長 イム・スンチョン(Yim Soon Cheon)
16:30～17:00	ソウル宣言
17:00～19:00	レセプション

# 第1部 シンポジウム



2010年10月14日開催

# 第1章 各国の税務専門家制度 及び税制比較

<span style="font-size: 24px; font-weight: bold;">中 国</span>
--

### 1. 税務専門家制度

中国	
税務を行うことのできる資格名	・登録税務師
根拠法令名	登録税務師資格制度暫定規定(1999年4月)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録、登録の変更および取り消し</li> <li>・増値税専用以外の領収書の取得手続き</li> <li>・税務申告書の作成および源泉徴収の報告</li> <li>・納税および還付申請の支援</li> <li>・税務書類の作成</li> <li>・納税状況の審査</li> <li>・帳簿制度の確立および記帳代行</li> <li>・税務コンサルティング、顧問業務</li> <li>・税務行政の再議、税務行政訴訟の申請</li> <li>・税務計画</li> <li>・指定の税務証明業務</li> <li>・税務監査および研修</li> </ul>
税務専門家の資格取得	規定の試験に合格した者
資格者数	約 77,767 人
専門家団体の設立・入会	いずれも強制
法令による報酬規制の有無	無(ただし各地方政府が料金に関するガイドラインを設定)
法令による広告規制の有無	無、ただし、政府の決定により一部に規制あり
事業所形態	法人、パートナーシップ
賠償責任保険	無
その他登録・研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務師は中国登録税務師管理機構への登録が義務付けられる(登録有効期間は3年間で、毎年登録資格を審査)</li> <li>・税務師は、年間72時間の研修が義務付けられる(昼間の講習32時間、夜間の講習40時間)</li> </ul>

### 2. 税制

税制	有無	中国
自主申告制度	有/無	有
青色申告制度	有/無	無
事前照会制度	有/無	事前確認制度
租税救済制度	有/無	有 行政再審査(課税当局)→訴訟(人民法院)

訴訟における立証責任		一般的に納税者の責任
納税者識別番号制度	有／無	有（統一コード制度）
納税者憲章	有／無	無 中華人民共和国税収徴収管理法に規定
電子申告制度	有／無	無

### 3. 主要税目

税目	項目	中国
法人税	納税義務者	国内企業 中国国内源泉の所得のある外国企業
	課税期間	暦年（申請により暦年以外の年度を用いることも可能）
	課税標準	確定した決算に基づく所得金額
	税率	30 %（他の地方税 3%を含む）
	申告	会計年度末から 5 ヶ月以内 自主申告制度
	納付	会計年度末から 5 ヶ月以内 予定納税は四半期ごと（3 月、6 月、9 月、12 月）
	欠損金の処理	欠損金は最長 5 年間繰越可能 繰戻還付制度はない
	留保金課税	無
	納税地	納税登録地
所得税	納税義務者	居住者 中国国内源泉の所得のある非居住者
	課税期間	暦年または月単位
	課税方法	課税方法は所得の種類によって異なる（給与・賃金所得など 10 種類の税があるほか、国務院が定めるその他の所得の種類がある）
	税率	給与・賃金： 5～45% 個人商工業者による生産・事業所得： 5～35% 原則として、特許権使用料所得、資産賃貸所得、役務報酬所得、原稿料所得、資産譲渡益、利子／配当／一時所得については 20%の税率を適用
	年末調整制度	無
	申告	給与／賃金： 原則として毎月翌 7 日以内 生産・事業所得の予定納税は毎月翌 7 日以内、確定申

		告は会計年度末から3ヵ月以内
	納税地	原則として所得発生地または納税登録地
	納付	原則として納税は毎月翌7日以内
相続税	有/無	無
贈与税	有/無	無
付加価値税または消費税	対象	中国国内で特定の課税消費財を生産または提供する組織または個人
	税率	3~50%
移転価格税制	有/無	関連者間取引に適用 事前確認制度が利用可能
その他の国税	税目	事業税(鉄道業、銀行業、サービス業等に課税) 資源税、関税等
地方税	地方所得税	無
	その他の地方税	都市維持建設税、不動産税、印紙税、車両船舶使用税等



# ドイツ

## 1. 税務専門家制度

ドイツ	
税務を行うことのできる資格名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税理士</li> <li>・弁護士</li> <li>・公認会計士</li> </ul>
根拠法令名	税理士法(1961年6月)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務相談</li> <li>・申告書の作成</li> <li>・財政裁判所および刑事裁判所における訴訟</li> <li>・記帳、決算書の作成</li> <li>・企業経営に関する相談</li> </ul>
税務専門家の資格取得	大学卒業(または同等の学歴)および税理士試験合格者
資格者数	約 86,000 人
専門家団体の設立・入会	いずれも強制
法令による報酬規制の有無	有
法令による広告規制の有無	無、ただし情報提供のみ
事業所形態	個人、法人、パートナーシップ
賠償責任保険	強制
その他登録・研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21 ある地域会のいずれかに登録する義務がある</li> <li>・年何時間という研修義務規定はない</li> </ul>

## 2. 税制

税制	有無	ドイツ
自主申告制度	有/無	無(税額は課税当局が決定する)
青色申告制度	有/無	無
事前照会制度	有/無	無
租税救済制度	有/無	有 ・税務署処分部署に異議申し立て → 税務署 権利救済部による審査 → 訴訟(財政裁判所) ・地方税に関する訴訟は、原則として行政裁判 所で行われる
訴訟における立証責任		税務当局は納税者の所得を証明する責任を有し、納税者は経費および税務上の特典に関する証拠書類を提出する責任を有する

納税者識別番号制度	有／無	有
納税者憲章	有／無	無 権利および義務は税法／財政法で規定 税法／財政法は租税に関する基本法である
電子申告制度	有／無	無 電子的に申告するのみ

### 3. 主要税目

税目	項目	ドイツ
法人税	納税義務者	居住法人 ドイツ国内源泉の所得・キャピタルゲインがある非居住者法人
	課税期間	暦年(暦年以外の会計年度が定款に規定されている場合は税務当局の承認が必要)
	課税標準	損益計算書に基づく調整済み純所得額
	税率	15%
	申告	通常は翌年5月31日 税理士が申告を行う場合は延長可能
	納付	申告期限まで 予定納税(前年度税額に基づく)は四半期ごと(3月、6月、9月、12月)
	欠損金の処理	欠損金は無期限に繰越可能 前年度利益からの繰り戻しは最大511,500ユーロまで認められる
	留保金課税	無
	納税地	登記上の所在地(非居住者は支店等の所在地)
所得税	納税義務者	居住者 ドイツ国内源泉の所得・キャピタルゲインがある非居住者
	課税期間	暦年
	課税方法	総合課税
	税率	基礎控除を超える所得: 14.0~45.0%
	年末調整制度	有
	申告	翌年5月31日 税理士が申告を行う場合は延長可能

	納税地	居住地
	納付	申告期限まで 予定納税は四半期ごと(3月、6月、9月、12月)
相続税	有/無	有(州税)
贈与税	有/無	有(州税)
付加価値税または消費税	対象	ドイツ国内において自らの事業の範囲内で物品・サービスを提供する独立事業者
	税率	一般的に 19% 食品その他生活必需品は 7%
移転価格税制	有/無	関連者間取引に対して独立企業の原則に基づき適用
その他の国税	税目	給与税
地方税	地方所得税	無
	その他の地方税	不動産取得税、自動車税、営業税、不動産税等

# 日 本

## 1. 税務専門家制度

日本	
税務を行うことのできる資格名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税理士</li> <li>・弁護士等(国税局長への通知要)</li> <li>・行政書士等(限定税目の税務書類の作成のみ)</li> </ul>
根拠法令名	税理士法(1951年6月)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務代理 ・税務書類作成 ・税務相談→この3つについては有償・無償を問わず独占</li> <li>・財務書類の作成 ・会計帳簿の記帳代行</li> <li>・その他財務に関する事務</li> <li>・租税訴訟補佐人 ・地方公共団体の外部監査人</li> <li>・会計参与 ・登録政治資金監査人</li> <li>・現物出資の評価証明</li> </ul>
税務専門家の資格取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税理士試験合格者又は試験免除者</li> <li>・弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む)</li> <li>・公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む)</li> <li>・外国公認会計士にも資格が与えられる</li> </ul>
資格者数	約 71,600 人
専門家団体の設立・入会	・義務・強制
法令による報酬規制の有無	無
法令による広告規制の有無	無
事業所形態	個人、法人
賠償責任保険	任意加入
その他登録・研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本税理士会連合に備える税理士名簿に登録</li> <li>・各単位会に所属</li> <li>・年 36 時間研修努力義務規定を有する</li> </ul>

## 2. 税制

税制	有無	日本
自主申告制度	有／無	有 地方税は賦課方式
青色申告制度	有／無	有
事前照会制度	有／無	特定の状況では限定的な問い合わせが可
租税救済制度	有／無	有 税務署長に不服申立 → 審査請求(国税不服

		審判所)→訴訟(地方裁判所)
訴訟における立証責任		税調査は一般的に税務当局にある。訴訟では税務当局と納税義務者の両方が訴えの立証責任を有する。
納税者識別番号制度	有/無	無
納税者憲章	有/無	無
電子申告制度	有/無	有 ・2004年2月に名古屋国税局で電子申告制度を導入 ・2004年6月に全国で導入

### 3. 主要税目

税目	項目	日本
法人税	納税義務者	内国法人 外交法人(国内源泉所得)
	課税期間	営業年度(1年超の場合は1年毎)
	課税標準	確定した決算に基づく所得金額
	税率	18~30%
	申告	事業年度終了日の翌日から2ヵ月以内 中間申告(事業年度が6ヵ月超の場合) 自主申告制度(地方税は賦課方式)
	納付	申告期間内 中間納付(事業年度6ヵ月経過後2ヵ月以内)
	欠損金の処理	7年間繰越可 資本金1億円以下の中小企業 繰戻可
	留保金課税	同族会社に適用 資本金1億円以下の中小企業 不適用
	納税地	法人の本店または主たる事業所の所在地 (外国法人はその事業所等の所在地)
所得税	納税義務者	居住者 非居住者(原則として源泉徴収)
	課税期間	暦年課税
	課税方式	原則総合課税 分離課税(譲渡所得、一時所得および雑所得の特例)
	税率	超過累進税率

		5%、10%、20%、23%、33%、40%(6段階方式)
	年末調整制度	有
	申告	翌年2月16日から3月15日
	納税地	その住所地(個人事業者は居所地、事業所等の所在地の選択可) (非居住者 - 居住地または事業所等の所在地)
	納付	申告期限までに納付
相続税	有/無	有
贈与税	有/無	有
付加価値税または消費税	対象	事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付および役務の提供
	税率	4%(他に地方消費税1%)
移転価格税制	有/無	国外関連者(50/100以上株式または出資を保有する関係者)との国外関連取引に適用
その他の国税	税目	登録免許税、酒税 印紙税、たばこ税 自動車重量税、関税など
地方税	地方所得税	道府県税(均等割および所得割) 市町村税(均等割および個人所得割ないし法人税制)
	その他の地方税	事業税、不動産取得税 自動車税、自動車取得税 固定資産税、事業所税など

# 英 国

## 1. 税務専門家制度

英国	
税務を行うことのできる資格名	無。ただし、HMRC(歳入関税庁)は税務代理人のデータベース作成を検討しており、不正があった場合は除名もある
根拠法令名	・助言者の責務不履行に関する罰則規定があり、近々適用される見込み
業務内容	・税務全般(ただし、訴訟の代行には制約がある)
税務専門家の資格取得	・勅許税理士(CTA)、Tax Technician(ATT) ・税務専門家の社会的地位は高い
資格者数	・CTAは約15,000人 ・CTAを目指す学生は約3,500人 ・ATTは約6,000人 ・ATTを目指す学生は約2,000人
専門家団体の設立・入会	・勅許税理士は勅許税務協会(CIOT)に強制加入 ・Tax TechnicianはATTに加入しなければならず、加入後、CIOT加入試験を受けることができる ・税理士事務所は、所有者の一定割合がCTA、またはCTAと他の専門職で構成されている場合のみ、勅許税理士事務所と称することができる
法令による報酬規制の有無	・無(ただし、遵守義務のある業界規則・ガイドラインがある。「成功報酬」方式は好ましくない)
法令による広告規制の有無	・無(ただし、これについても遵守義務のある業界規則・ガイドラインがある)
事業所形態	・個人、法人、パートナーシップ
賠償責任保険	・強制(すでに他団体に加入している場合は不要)
その他登録・研修	・CTAはCIOT本部に登録、34支部のいずれかに任意で所属可能 ・CTAは継続的専門教育(CPE)の記録を残す必要がある。この記録は監査の対象になることがある。また、年間規定研修時間数も記録しておかなければならない。

## 2. 税制

税制	有無	英国
自主申告制度	有/無	有 ・ただし、自主申告を行っているのは個人納税

		者のうち 900 万人のみ。残りは源泉徴収方式 ・法人税についてはすべて自主申告 ・地方税については賦課方式
青色申告制度	有／無	無
事前照会制度	有／無	無
租税救済制度	有／無	有 — 事実／法律の論点に関する異議 ・直接税については第 1 審および第 2 審審判所、間接税については付加価値税関税審判所に異議申し立て → 訴訟(高等法院) ・HMRC(歳入関税庁)による法の運用に関する異議については、訴えは司法審査によって行われ、通常は上級審判所に提起される
訴訟における立証責任		一般的に納税者
納税者識別番号制度	有／無	部分的に有。自主申告者は固有の納税者参照番号を持っている。さらに、成人はすべて国民保険番号を持っていないなければならない
納税者憲章	有／無	有。2009 年に導入 (HMRC への苦情を担当する Adjudicator という独立した役職がある)
電子申告制度	有／無	有 ・HMRC は、ほとんどの制度で電子申告を漸次導入している。現在制度に参加する個人の 75% がオンライン申告している。2011 年より、ほぼすべての企業にオンライン申告が義務付けられる

### 3. 主要税目

税目	項目	英国
法人税	納税義務者	居住法人(パートナーシップおよび個人信託を除く) 英国国内源泉の事業所得・課税利得のある非居住法人
	課税期間	会計年度(12 カ月以内)
	課税標準	会計年度に発生した所得およびキャピタルゲイン
	税率	中心的な税率は現在 28%だが、2014 年までに 24%に漸減。少額の利益に対する税率は現在 21%、2011 年に 20%に引き下げ



	申告	会計年度末より 12 ヶ月以内 自主申告制度
	納付	会計年度末から 9 ヶ月経過した翌日まで 一定金額の所得がある法人は、予定納税(4 分割)を四半期ごとに行う
	欠損金の処理	欠損金は同一事業について無期限繰越可 キャピタルロスは将来のキャピタルゲインと相殺可
	留保金課税	無
	納税地	法人税については通常、政府に報告した登録事業所。 PAYE(源泉課税)等の他の税目については、主たる事業場所・行政地域(非居住法人の場合は支社所在地等)
所得税	納税義務者	居住者 英国国内源泉の所得がある非居住者
	課税期間	4 月 6 日から翌年 4 月 5 日まで
	課税方法	課税方法は所得の種類による
	税率	税率は所得区分による。基本税率は 20%だが、40%および 50%に及ぶ場合がある。このほか、配当所得には異なる税率が適用される
	年末調整制度	有
	申告	自主申告(SA)の場合、書面による申告は税年度末後 10 月末まで、オンライン申告はそれよりさらに 3 ヶ月延長
	納税地	居住地
	納付	自主申告の場合、予定納税は当該税年度の 1 月 31 日と税年度末後の 7 月 31 日に納付(所得の 80%以上が源泉徴収の対象となっている個人を除く)、残額は税年度末後の 1 月 31 日に納付
相続税	有/無	有
贈与税	有/無	有、ただし相続税の一部として
付加価値税または消費税	対象	事業の一環として英国内で提供または輸入される物品およびサービスの価額
	税率	現在 17.5%、2011 年 1 月に 20%に引き上げ(0%および軽減税率もある)
移転価格税制	有/無	英国外の関連者との取引に適用

その他の国税	税目	キャピタルゲイン税 印紙税 国民保険料 環境税および航空旅客税 関税等
地方税	地方所得税	無
	その他の地方税	カウンシル・タックス(居住用不動産に課税) ビジネス・レート(商業用不動産に課税)

# 韓 国

## 1. 税務専門家制度

韓国	
税務を行うことのできる資格名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務士(CPTA)</li> <li>・公認会計士</li> <li>・弁護士</li> </ul>
根拠法令名	・税務士法(1961年9月)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税に関する申告・申請・請求等の代理</li> <li>・税務調整計算書、その他の税務関連書類の作成</li> <li>・租税に関する申告のための記帳代行</li> <li>・租税に関する相談または顧問</li> <li>・税務官署の調査または処分等に関連する納税者の意見陳述の代理</li> <li>・地価公示および土地等の評価に関する法律の規定による個別公示地価に対する異議申請</li> <li>・租税に関する申告書類の確認等</li> </ul>
税務専門家の資格取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務士試験合格者</li> <li>・弁護士、公認会計士</li> </ul>
資格者数	税務士 約 8,800 人 公認会計士 約 11,000 人 弁護士 約 2,900 人
専門家団体の設立・入会	いずれも強制
法令による報酬規制の有無	無
法令による広告規制の有無	無
事業所形態	個人、法人
賠償責任保険	強制加入
その他登録・研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録は財政経済部(MOF)</li> <li>・各資格別に研修義務規定を有する</li> <li>・教育を2回以上欠席した場合は懲戒対象となる</li> </ul>

## 2. 税制

税制	有無	韓国
自主申告制度	有/無	有 ・一部の国税(相続/贈与税)および地方税(固定資産税)については賦課方式を適用
青色申告制度	有/無	無

事前照会制度	有／無	事前承認制度(移転価格税制)
租税救済制度	有／無	有 ・課税前適否審査(税務署長・地方庁長)→異議申立て(税務署・地方庁)→訴訟(行政法院) ・納税者は、国税庁、監査院、国税審判院に直接審査・審判請求できる
訴訟における立証責任		一般的に納税者の責任
納税者識別番号制度	有／無	有(住民登録番号)
納税者憲章	有／無	有(納税者保護官制度がある)
電子申告制度	有／無	有 ・電子申告は現在のところ、付加価値税、法人税、個人所得税で利用可能 ・電子申告は、2002年4月1日より国税庁ウェブサイトの「ホームタックスサービス」により可能

### 3. 主要税目

税目	項目	韓国
法人税	納税義務者	国内法人 韓国国内源泉所得のある外国法人
	課税期間	会社定款に定める会計期間(1年以内)
	課税標準	確定した決算に基づく所得金額
	税率	2億ウォンまで10%、2億ウォンを超える額に対し22%
	申告	会計年度末から3ヵ月を経過した末日まで 自主申告制度
	納付	申告期限まで 中間納付(会計年度開始後8ヵ月までに納付)
	欠損金の処理	欠損金は最長10年間繰越可能 中小企業のみ1年繰戻し可能
	留保金課税	無
	納税地	登記簿上の本店または主たる事業所所在地(外国法人は事業所所在地または不動産所在地)
所得税	納税義務者	居住者 韓国国内源泉所得のある非居住者
	課税期間	暦年

	課税方法	原則的に総合課税 分類課税(退職所得、山林所得、譲渡所得)
	税率	1000万ウォン未満: 6% 4000万ウォン未満: 15% 8000万ウォン未満: 24% 8000万ウォンを超える所得: 35%
	年末調整制度	有
	申告	翌年5月1日~5月31日
	納税地	居住地
	納付	申告期限まで
	相続税	有/無
贈与税	有/無	有
付加価値税または消費税	対象	事業として財・サービスを提供する独立事業者
	税率	10%(免除および0%の税率もある)
移転価格税制	有/無	国外特殊関係者(関連会社等)取引に適用 事前承認制度がある
その他の国税	税目	特別消費税、酒税、教育税、交通税、関税等
地方税	地方所得税	均等割又は所得割で課税(所得税額または法人税額の10%)
	その他の地方税	取得税、登録税、免許税、総合土地税、資産税、自動車税等

## 第2章 税務専門家制度における 各国の現代的課題

## I. テーマ1：法整備の遅れが中国注冊税務師業界の足かせとなっており、業界の生存力と法的基盤の整備は不十分

現在のところ中国の注冊税務師は本当の意味での法的地位とは言えず、法的に規定された職業ではない。市場における業界の競争力は不利なものである。第2に、市場には規範が欠けており、分野によっては無秩序状態である。税務師事務所が生き残ろうとするなら、何とかして市場競争に対応せねばならず、業界内で値引き競争に走り、ひいては悪循環を生み出すことになる。第3に、注冊税務師（CTA）の正当な権利および利益に対する法的保護がない。したがって、職業法の制定は市場経済において必須の要件であり、また業界の存続と発展のために喫緊の課題である。

このため、近年、中国注冊税務師会は、税務師の法的地位を確立するとともに業界の法的水準を高めるため、積極的な努力を行っている。第1に、「行政法」を改正することにより、税務師の法的地位を明確にし、積極的な役割を果たすことが利益をまもることになることを明確に示す必要がある。第2に、「注冊税務士事務所の暫定的管理方法（Methods for Interim Management of Certified Tax Agent）」を改訂することにより、CTAの法的サービスを拡大し、業界の発展を妨げている問題を解決するとともに「注冊税務師規定（Certified Tax Agents Ordinance）」を適時にアップグレードすることができる。第3に、「注冊税務師法（Certified Tax Agent Law）」をできるだけ早期に制定し、CTAに関する法制度の構築を国家税務総局と議論する。第4に、CTAの業務基準を制定および改善し、業務活動を規制し、専門サービスの水準を引き上げる。

## II. テーマ2：市場の需要に対して税務師数が不足

中国の税務師業界は規模が小さく、納税者の需要に応えることができない。第1に、税務計画や税務相談を行う能力を持った優秀な人材が不足している。第2に、CTA資格取得者が少ない。試験導入後12年経過したが、CTA資格取得者数はわずか86,000人である。そのうち税務師事務所に就労している者はわずか28,722人で、注冊会計師の3分の1にすぎない。第3に、CTAの受験には高度な資格が求められる。大学経済学部または法学部の出身で、かつ経済分野または法律部門において短大卒業者は8年間、大学卒業者は6年間、修士は4年間、博士は2年間の実務経験を有する者でなければならない。試験は3年以内に合格する必要がある、5科目のうち1科目でも不合格であれば、他の科目も再受験する必要がある。これがCTA資格取得者の増加を著しく妨げている。

# ドイツ

## I. テーマ1：従業員研修の支援強化のための努力

税理士は、責任と高い資格を有する専門家として顧客のために仕事をするうえで、専門的支援を必要とする。その支援を提供するのは、主に同じ会社や事務所で働く他の税理士である。それを踏まえ、ここでは国内および国際的連携というテーマを論じる。国内および国際的連携の根底には、職場におけるチームワークがあり、そこでは様々な税理士が他の税理士、弁護士、内部監査担当者と協力して業務を進めている。

ただし、これは顧客にコンサルティング業務を提供する上位レベルでの話である。このトップレベルより下位においても、会社の組織構造やクライアントに代わって行う業務内容によっては人材ニーズがある。

ドイツの税理士は非常に多彩な業務を行う。簡潔に言えば、会計業務、すなわち年次報告書に関連する記帳業務、自然人および企業の申告書作成、法務、税務コンサルティング、裁判所の判決が出された税務案件に関連する業務、および他の多くの分野、特にテーマ2で論じる企業コンサルティング分野などがある。

これら様々な活動において支援を行うのは、他のスタッフである。常に質の高い業務を維持するためには、税理士を支援する役割を果たす人材の質も同様に高くなければならない。

ケルン税理士会は、この人材の質的向上という目標に向かって努力を重ねている。言い換えれば、税理士事務所の若いスタッフの研修機会を強化する努力を行っている。そこでまず、現在の状況とケルン税理士会の目的を説明したい。

### 1. 税理士補 (assistant tax consultant) または税務事務職の資格を取得するための研修

学業を終了し、望ましくは「アビトゥーア (高校卒業)」(A レベル相当) の資格を取得した若い候補者が、研修生として事務所に採用される。ドイツにおける職業訓練制度は2本立てになっており、研修生は、週3～4日は税理士事務所に勤務し、週1～2日は税務または他分野を専門的に教える職業訓練校に通う。このようにして、研修生は職場と学校の両方で学ぶ。現行の制度では、研修生は3年後に税理士会による試験を受ける。試験に合格した者が「税理士補」の資格を得る。

今日、この複雑かつ広範な職務内容を若い人々に伝えていくことは難しく、とりわけすべての卒業者が同等の優れた教育を受けているわけではないことを考慮するとなおさらである。そこでケルン税理士会では、専門分化を導入することにより研修の負担を軽減することを計画している。

当会は、3年間にわたる総合的な研修プログラムに代えて2年間の基礎的研修を行い、その後、それぞれが専門研修を受ける期間を設けることを提言する。専門分野としては、会計、税務コンサルティング、人事管理 (賃金・給与の処理) の3分野を想定している。

### 2. 税務スペシャリスト (Tax Specialist)

現行の制度では、若い従業員は数年間の実務経験を経た後、より高度な資格を取得する機会を得る。より高度な資格、具体的には「税務スペシャリスト」の資格を得ることができる。



この資格を得るための要件は非常に厳しい。ここでも基礎研修と高度な研修を受けるとともに、ケルン税理士会が運営する最終試験を受けなければならない。試験科目は、上記分野のほか、近年加わった経営コンサルティングがある。この上級試験に備えるという意味でも、より体系的な研修を若い人々に提供する必要があるとケルン税理士会は考えている。また、このレベルにおいてもモジュール方式を導入することを提唱している。

ケルン税理士協会は、税務スペシャリストの資格を取得しようとしている者が、会計、税法、人事管理または経営コンサルティングなどの専門分野ごとに試験を受けるという制度を考えている。ここでは、税理士に雇用される従業員の研修について話しているわけではないことに留意されたい。当会の考えでは、このような従業員は総合的な知識を身につける必要はない。彼らに必要なのは、特定分野における専門知識であり、それに応じて税理士は彼らに仕事を任せるのである。

ここでの目的は、当会のスタッフ研修制度、既存の通常の研修プログラムと今度導入したいと思っている先進的な研修制度について説明することである。もちろん、みなさんの国に類似の従業員研修制度が存在するか、それがどこまで類似しているかは知らない。

この点で、みなさんの体験をお聞かせいただければ幸いである。

## II. テーマ2：経営コンサルティング

ドイツの税理士は、税務に関連するあらゆることについて支援を提供することが認められている。これらは特に会計業務であり、記帳、年次報告書および税務申告書の作成、税務コンサルティング、税務関連訴訟におけるクライアントの代理などである。

税理士は、他の分野においても業務を行うことがしばしばある。これを互換性業務と呼んでいるが、その内容は厳しく選定されたものに限定されている。企業コンサルティング分野でのサービスといったフリーランスでの活動も、経営コンサルティングと呼ばれている。クライアントは、会社設立（スタートアップ・コンサルティング）から組織問題、資金調達、販売、マーケティングなどにいたるまで、あらゆる経営上の問題に関する支援を必要としている。経営コンサルティングは、最終的に双方にとって利益になる状況をもたらす。

クライアントにとって利益になる状況とは、税理士が入手可能な既存の知識とデータに基づいた専門的かつ実地のアドバイスを受けられることである。もちろんドイツには、優秀な社外企業コンサルタントがいる。しかし、これらのコンサルタントは、分析を行ってクライアントに適切な助言をするには、まず関連データを入手して対象事案を理解する必要がある。当然ながら社外コンサルタントは、これらの追加業務に対して料金を請求する。

クライアントにとって有利な点は、税理士がはるかに素早く事案を理解することができ、したがってよりコスト効率よく仕事ができるということである。税理士が初めからクライアントと事業の状況をよく知っているという点も、クライアントにとって有利な状況である。税理士は、クライアントの考え方や将来的な事業計画をよくわかっている。つまり、知るべきことはすべて知っている。だからこそ、はるかにしっかりとした助言を行うことができるのである。

税理士にとって利益になる状況としては、次のような点がある。まず、経営コンサルティングを行うことにより付加的な手数料収入がある。しかし、それより重要な点は、経営コンサルティングを行うことによってクライアントとの関係を強化できることである。言い換えれば、税理士とクライアン

トの結び付きがいつそう強くなる。また、経営コンサルティングを行うことは、企業にとっても利益になる。経営コンサルティングを受けることによって利益が増加し、あるいは状況によって損失が減少するからである。いずれの場合も、こうした状況は税理士にとって有利に働く。

経営コンサルティングは、両方にとって利益をもたらす。企業家は、事業状況の改善により利益を受け、税理士は当該企業との関係が強化されることにより利益を受ける。これらの理由から、ケルン税理士会は税理士を対象とした経営分野の基礎的および上級研修を促進しており、経営関連の定期セミナーを実施している。セミナーは、コンパクトなモジュール式の講座で、参加者は経営関連の技能と知識をリフレッシュすることができる。

ケルン税理士会の長期目標は、税理士試験の筆記試験に経営学の知識を取り入れることである。すでに口頭での質問は行われているが、試験全体における重要度は低い。経営コンサルティングを筆記試験に盛り込んだ場合、すでに税務コンサルティングは筆記試験に含まれているため、税理士は早い時期からこの分野に足を踏み入れ、したがってクライアントに経営問題に関する助言を行うことができるようになるだろう。

このテーマについて以上の通り意見を発表したが、みなさんの国では税理士が経営コンサルティング業務を行うことが認められているのか承知していない。もし認められているとしたら実際にどの程度までこの権限を行使しているのだろうか。

是非、みなさんの話を聞かせていただきたい。みなさんの経験が私たちのコンサルティング業務に役立つことと思う。

## I. テーマ1：中小企業向けの会計基準について

昨今、我国においては、上場企業の連結財務諸表について IFRS (International Financial Reporting Standards 国際財務報告基準) 適用の動きが活発化している。また、中小企業に対しては、日本税理士会連合会もその策定に参画した「中小企業の会計に関する指針」に準拠するよう推奨されているが、いわゆる会計基準のコンバージェンスにより毎年改訂が行われ、その内容も年々複雑かつ難解になっている。

一方において、国際的な活動や資本市場からの資金調達を行っておらず、利害関係者も限られている、私どもの主な関与先である中小企業に対し、よりニーズに合った合理的な会計基準を策定すべきという動きもある。

各国の税務専門家団体の動向や考え方を是非知りたいと考える。

## II. テーマ2：税理士の社会貢献事業

東京税理士会では、2010年6月に「成年後見支援センター」を立ち上げ、組織的に「成年後見制度」をバックアップする仕組みを作り上げた。この他にも税理士の職能を活かした社会貢献事業（登録政治資金監査人制度等）を実践している。また、小・中・高生を対象とした租税教育や東京の大学における寄附講座の開催（最大3大学、3年間）を行っている。さらに日本にも影響のある黄砂の要因となっている中国内蒙古自治区内の砂漠化を防止するため、ゴビ砂漠等の緑化に関する事業を特定非営利活動法人「モア・グリーン・ゴビ税理士の森基金」を通じて行っている。

各国の税務専門家団体の社会貢献事業に対する考え方や動向を是非知りたいと考える。

# 英 国

## I. テーマ1：国際的職務

勅許税務協会（CIOT）は、EU 諸国の税務代理業界をまとめる欧州租税連合（CFE）などの国際的税務団体に加盟している。

英国における経験から言えば、国際的な税務問題はますます重要になりつつある。なぜなら、クライアントは海外に家族、顧客、サプライヤー、事業などの利害関係を持っているからである。

税務当局は定期的に情報交換をしている。しかし、税理士業界は世界規模で組織されておらず、国境を越えてイベントを開催することが非常に難しい。

CIOT のアプローチは、他国の税理士団体との連携を強化し、一方向の活動でなく相互の協力を促進するというものである。

CIOTは、次のような分野で連携を進めたいと考えている。

- ・ 共通の価値に関する表明
- ・ 職業教育および標準に関する共通した基準
- ・ 企業と個人の両方を対象にした実務上のノウハウの共有と国際的租税政策に関する協力関係

# 韓国

## I. テーマ1：IFRSの導入

国際財務報告基準（IFRS）は、国際会計基準委員会（IASB）が定める一連の会計基準であり、公開会社の財務諸表を作成する際の国際基準となりつつある。1990年代における資本市場のグローバル化と貿易障壁の撤廃に伴い、世界共通の財務報告基準の確立を求める声が高まった。このような声に応え、財務報告の世界的枠組であるIFRSが策定されたのである。

韓国の税務会計にIFRSを適用するためには、IFRSの基本概念が税法の原則と調和したものでなければならない。IFRSは最大の重点を企業財務諸表に置いているが、税法は損益計算書を重視している。資産についてIFRSの基本原則である公正価値の尺度を適用することは、かかる評価が税会計の観点からは、理論上未実現損益と見なされるため、税務士にとっては難しい問題を提起する。税会計では法的な手順を重視するため、IFRSを税法の基本として受け入れることは、その経済特性ゆえに不適切ということになる。

IFRSの導入は、企業財務諸表における抜本的な変化と見なすことができる。したがって、収束が見込まれる分野と多様化する可能性のある分野、税会計手法を見直す努力、基準の移行と実施といった問題が生じる。IFRSの導入については、穏健なアプローチを維持することが適切であろう。

## II. テーマ2：税務申告検証制度

税務申告検証制度は2012年に導入され、2011年度分の所得に対して適用される予定である。医師、弁護士、民間教育機関、結婚式場、産後ケアセンターなど、領収書の発行を義務付けられている事業主で、年間所得が5億ウォンを超える者が対象となる。この制度では、所得税申告時に提出する帳簿の記載の正確性について税務士による検証を受けなければならない。主たる目的は、課税標準を確定し、税法改正により個人事業主に適正な税務申告を促すことである。

法改正により、検証を受けた事業主は税理士報酬全体の60%を税額控除とすることができ、税務当局による調査の対象から除外される。また、課税標準の申告期間延長という特典を与えられる。しかし、税務申告の検証を受けなかった場合は10%の追徴税を科され、税務調査の主要対象となる。また、同じ税法に基づき、税務申告検証を適正に行わなかった税理士も懲罰を受ける見込みである。

これについて、大韓弁護士協会および大韓医師協会は共同声明を発表し、かかる制度は信義誠実の原則を損ねるとともに、社会の平等の原則に反すると訴えている。また、かかる決定は信義誠実の原則に基づく制度を設けていないために憲法に反していると主張し、ただちに決定を取り消すよう求めている。KACPTAも基本的にこの制度に反対であり、納税コストが増加する、政府による間接的な査定制度の導入になる、コストと責任を税務士に転嫁することになるといった問題を提起している。

# シンポジウム概要

# シンポジウム（中国）議事概要

茂木和夫・浪川裕良

## 1. 中国の注冊税務師制度

- (1) 中国の注冊税務師制度は、税務師資格制度暫定規定（国家税務総局、人事部1996年11月2日制定）に基づき、1999年4月から制度化されたものである。

2009年末現在、全国には4,030の注冊税務師事務所があり、1年間の営業所得は約64億中国元に達する。また税務師試験合格者は累計約86,000人にのぼるが、注冊税務師事務所に在籍しているのは、そのうち約28,000人に過ぎない。

注冊税務師事務所に勤務したり独立開業する税務師が少ない理由として、税務師試験合格者は、注冊税務師事務所に在籍する以外に、公務員になり税務当局に勤務したり、大学で税務関連教科を教えたり、一般企業で働く者が多いようである。また税務師事務所に在籍している従業員が税務師資格に合格すると、大きな企業などに転職してしまう例も少なくないようである。そのうえ試験の難易度も高く、毎年30万人程度が受験し3000～4000人しか合格していない。

税務師試験科目は5科目だが、3年間で全5科目に合格する必要がある。2005年から香港及びマカオ、2007年からは台湾国民に受験資格を与えるようになった。

- (2) 注冊税務師の業務範囲には次のものがある。

①税務登記 変更登記、取消登記等、②増値税専用発票の取得、購入手続、③増値税輸出還付申告、④納税申告書の作成、源泉徴収事務代行、⑤各種の税務鑑定、⑥経理システムの構築と経理業務、⑦タックスプランニング等

## 2. 懸案事項と問題点

- (1) 法制化の問題

中国は業法が制定されていないので、注冊税務師事務所以外で無資格で税務業務を行うエージェント（仲介業者）が数万あるといわれている。商売の上手な仲介業者も多く、報酬のディスカウントなども積極的に行っているため、税務師事務所は厳しい市場競争にさらされている。市場競争が激しいエリアはもちろんのこと、競争が激しいエリア以外でも無秩序な税務サービスの提供が行われていて、マーケット全体の秩序の維持・管理が必要である。

- (2) 税務師資格とその業務発展

中国では弁護士・公認会計士にも税務師資格は与えないので、税務師になるには難易度の高い試験に合格するしかないが、合格しても独立開業する税務師は少なく、その数は絶対的に不足していると言える。また税務師全体のレベルが低く、多国籍企業などの大企業に対して、税務サービスや税務コンサルを提供するにはまだまだ不十分なレベルと言える。さらには人材の流動性も高く、税務師事務所として安定した質の高いサービスを提供できていないのが実状で、税務師業界の発展にはいくつもの障壁があると言える。

# シンポジウム（ドイツ）議事概要

相澤康晴・藤本則子

## ドイツ税制の概略 <日本との比較をベースとして>

税軽減手続き、立証責任など概ね日本のフレームワークと同様である。異なる点として、ドイツでは納税者 ID 番号管理を実施し、青色申告は存在しない。自己納税額査定（セルフアセスメント）は認められておらず我国の電子自己納税額査定および申告はなく、税当局による査定納税額を電子にて申告する制度である。主たる税についての相違点として、法人税に関して会計年度は暦年としそれ以外を会計期間とする場合は税当局による承認を要する。15%を税率とし、5月31日を申告期限とする。欠損金繰越期間は明瞭な規定は無く、515,000€を限度として欠損金の繰り戻し還付が認められている。所得税は基準額超過分に対して14.0%から45%の範囲で総額方式にて課税され、法人税と同様の申告期限である。付加価値税・消費税については事業に伴う物や役務提供に対して19%（食糧品他必需品は7%）賦課される。移転価格については独立企業間価格を基準として課税され、その他の国税として社会保障税、失業保険税などがあり、道府県民税、地方税などはない。

## ドイツにおける税理士資格取得制度及び税務専門家制度

日本では、弁護士及び公認会計士、外国公認会計士も税理士資格取得者として認められる。ドイツにおいては税理士試験合格者のみが資格取得可能である（弁護士、公認会計士の税務業務は是認）。両国において幾数の相違点があり、税務報酬について我国において規定は無いがドイツでは法令で明確に規定されている。大きく異なる点は、賠償責任保険への加入が強制となり業務遂行税理士が保護されている。特筆すべき点として、税理士登録に伴う研修規定がある。日本が近年、年36時間の研修義務を規定したが、ドイツでは時間の明確規定は無いものの質的向上を目指して相当時間の研修を義務づけている。

## 税制度等に関するドイツにおける課題と動向

- ①新卒者の実習制度：3年間の実地と学校での併用研修を包括的な2年研修へ切替え、会計、税務、経営の3分野強化による実用的制度への変更
- ②税務専門家：現在、非常に普遍的、包括的な税務専門家試験は更に現実適合するよう、試験を重要項目に絞りその分野に特化した税務家を創出していく必要がある。
- ③ビジネスマネジメント（経営学：財務、営業、マーケティング等の知識）の強化：  
税務家の経営学修得により顧客の事業開始前から関与可能にする。従来コンサルタントに依頼していた役務を我々が出来ればクライアントにとっては時間費用の効率化となり我々にとっては増収となるうえ、双方の関係がより強固で長期的なものとなる。
- ④2008年の第8次改正法の再改良すべき点：
  - 1) 税理士がコンサルタントと同等の経営アドバイスができるように簡便な口頭試験に留まっている経営学、経営コンサルティングに関する筆記試験の導入
  - 2) 限度額（現在250,000€）のある責任賠償保険を、責任金額を満額補償可能にする。
  - 3) 報酬規定の見直し  
ドイツ税理士会では規定に基づく報酬ではなく、役務に相当する報酬規定を勧案、基本報酬の改定についても検討中である。



# シンポジウム（イギリス）議事概要

岩田克夫・山元俊一

## 1. イギリスの税務代理専門家の概要

イギリスでは、税務代理専門家として、英国国税庁（HMRC）に登録する必要がある。最近英国国税庁（HMRC）は、税務申告等について不正を行う者について登録名簿から削除する計画を打ち出している。資格としてはCPTA（Certified Public Tax Accountant）の制度がある。このCPTAの合格率は低く、さらに厳しい登録手続がある。不正防止のための規定は現在のところないが、近年、倫理行動規定を作成している。ただし、税務専門家から税務職員に対して金銭等の提供があってはならないという規定はある。なお、税務賠償保険については強制加入である。

税務代理専門家の教育・研修については、登録後にイギリス国内に34ある支部によって、再教育プログラムが実施されている。また、1980年にアメリカにも支部が設立されている。CPTAの歴史は古く、約200年前、ウィリアムピット首相のときに資格制度ができた。最初は土地所有による所得の一部を国庫に納めるということから代理制度が始まった。

1971年イギリスもEUに加盟した。その後、SCFA（EU CPTA）に加入したので、英国のCPTAはEUのCPTAメンバーになれることとなった。

EUでは、現在EU加盟国の税制を単一化する方向であるが、この点については、英国CPTA会の内部でも議論している。この単一化の方向について95%は成功していると思われる。また、国民の理解度も高いが、単一化について、さらにEU各国の合意を得るには時間がかかりそうである。

## 2. イギリスの税務制度のトピック

### ①個人所得税

個人については、年間約900万人が確定申告を行っている。ただし、雇用主は源泉徴収する義務がある。

納税義務者は英国内居住者と国内源泉所得のある非居住者である。基本税率は20%で最高税率は50%である。香港とスコットランドは税率が低い。ただし、低税率国へ居住地を移してしまう可能性があるため、1月までに住所を移して源泉している場合は、年2回申告する必要がある。

### ②.法人税

1865年王立法法人法ができた。すべての法人税を自主的に申告納税する全国的なシステムが制定されている。一連の仕組みとして適用されている。申告法人数2万余 法人税率は28% 2014年になると税率24%になる予定。小規模企業については税率21%で2011年に20%に下げられる予定である。申告期限は決算後12か月以内に行う。大企業で年間2万ポンド以上の税額を支払っている場合、年4回に分けて申告する必要がある。なお、欠損金については無制限の繰越が可能である

### ③.相続税

税率は40%で、EU内の居住者が所有している財産が対象となる。付帯税も17.5%であるが、今後20%に引き上げられる予定である。

#### ④.付加価値税

イギリスを含むEU各国では、付加価値税は収入源なので直間比率のうち間接税の占める割合は高くなっている。

#### ⑤.租税制度一般

青色申告制度はない。納税者の事前照会制度もないが不服申立はできる。不服申立は一般委員会に申請できる。一般委員会は納税者の代理として不服申し立てを行う。さらに訴訟に発展する場合には、法定代行者ないし弁護士に対して依頼する必要がある。税務当局に対しては審査の要請も必要である。税法、司法、政治制度には違いがある。訴訟上の立証責任は納税者にある。納税者番号制度はない。ただし香港には納税者番号制度はある。申告納税制度の場合には、固有の番号制度がある。イギリスでは国民健康保険番号を持っているので、こちらを将来借用することも考えられる。電子申告制度は採用している。電子申告については、一般納税者の代わりに専門家が申告できる。イギリスの勘定科目については、XBRL形式で法人税の電子申告している。

#### ⑥.国際業務について

国際的な業務についてはイギリス CFE に登録するようになっている。高校や大学で国際業務について踏み込んでいくことで専門家が育成される。しかし、現状ではビジネスコンサルティング営業として、さまざまな高級人材がいないので、体系的な教育が必要である。そのためには、税務当局と協力してトレーニングプログラムが必要である。中小企業の場合にはどのように手続きを簡素化していくか、税制のグローバル化に対応していくことを考える必要がある。そのためには、アメリカをこのような議論の場に引っ張り出すことが必要である。アメリカでは国際業務について公認会計士、弁護士などが行っているのは問題である。アメリカに税理士制度を入れることが重要である。

# シンポジウム（韓国）議事概要

田尻吉正・荒井喜一郎・植田覚

## I. テーマ 1：IFRSの導入

資本市場の全世界化ならびに1990年代における通商障壁の除去の傾向に従い、世界的に統一された会計基準の確立に対する要望が増大し、これに対応して、IFRSが開発された。

韓国において税務会計に対してIFRSを適用するためには、基本的考え方を税法の理念と整合（一致点と相違点を明確に）させることが重要である。IFRSは法人の財務状況報告に重点を置く、一方、税法は損益計算を特に考慮している。IFRSの基本的概念である‘企業資産適正価値の測定’は、資産の評価は未実現損益として取り扱う税務会計と正面から対決ことになる。税務会計は法的確定性を優先するので、税法の基盤としてIFRSを受け入れることはその経済的な特徴のゆえに不適切と考えられる。したがって、税法とIFRSの間で一致する範囲と相反する領域の検討、税務会計制度の再検討、財務報告基準のIFRSへの漸次移行、そしてそれを実施する、といった分野の問題がある。

IFRSの導入については緩やかな取り扱いが適切と考えられる。

## II. テーマ 2：税務申告書検証制度

税務申告書検証制度が2012年に2011年の所得の申告につき適用されることになる。

税務申告書検証制度の概要

目的：適正な課税基準を確立し、個人事業者の正確な税務申告を推進すること。

該当者：現金領収書を発行する医師、弁護士、私立進学塾、結婚式場、および産後ケアセンター等の事業者で、かつ年間5億ウォン以上収入がある個人。

実施方法：該当者は税申告に際し、帳簿で提供した情報が正確なことを税務士による検証を受けなければならない。

— 検証を受けた事業者は検証の経費総額の60%が税額控除として認められ、かつ、所轄官庁の調査から除外される。また検証を受けた者は課税標準の申告期間を延長することができる。

— 税務申告書の検証を得られない納税者は、算出税額の10%の懲罰税支払い、かつ、税務調査の第一の対象となる。

— 税務申告書の検証が適切でなかった税務士は同様に懲罰を受ける。

本件に関し、韓国弁護士会ならびに韓国医師会は共同声明を発表し、政府は社会の特定の層を差別しているため、この制度は憲法に照らし信義則ならびに衡平の原則に反していると主張している。また、この制度は衡平の原則から外れているため憲法に反していると論じ、直ちに取消すことを要求している。

韓国税理士連合会も、やはり、基本的には同制度には次のような理由により反対する：徴税コストが増加すること、政府による賦課課税制度の間接的復活であること、そしてコストならびに責任を税務士へ転嫁すること。

## 第2部 サミット



2010年10月15日開催

## 第3章 税務専門家制度における 各国の国際的連携

## I. 現在の課題 1 : 税務関連サービス制度における問題について

ご列席の皆様、韓国ソウルにおける第2回国際都市税理士サミットに参加することができ、大変光栄です。中国注册税務師協会を代表して、サービス制度における問題について論じさせていただきます。

### 1. 税務関連サービスの内容および制度

- (1) 注册税務師は、税金の納付および還付、税率軽減申請、課徴金、税務書類の作成、税務コンサルティング（アドバイザー）、税務計画サービス、営業税等の業務を行うことができる。
- (2) 現在、中国の注册税務師業界が依拠する国家税務総局の法制度は、2005年12月に制定された「第14次注册税務師登録管理暫定方法」ならびに税務当局が規定する「税務師業界の発展をさらに促進すべき省（市）、申告規則に関する意見」である。2009年12月、国家税務総局は「注册税務師執業基本原則」を公表した。

### 2. 税務関連サービス制度

- (1) 業界の発展には厳格性が欠如

規定されている税務サービスの業務内容は、「何ができるか」であり、「何をすることが義務か」というものがない。重慶のような一部の省や市では課税規則に基づく文書を発行し、法人税については資産の損失による税額控除を1000万元まで申告することができ、税務検証報告書において立証された7種類の損失については連続する3年間にわたって繰延控除が認められているが、全国的に少数派の省にとって好都合な慣行であっても、共通の慣行としては理想的とは言えない。公的な納税者サービス部門が業務範囲を大幅に拡大しているため、民間事業所が事業を拡張する余地が奪われている。国家税務総局は、全国に様々な税務サービス部門を設けている。指導概念において、課税および納税に関する調和的な要件を確立する必要がある。租税政策文書のプロパガンダおよび納税者に対する税務コンサルティングの内容の程度については、明確な規定がない。これが、税務サービスにおける納税者の理解と一方的な依存の原因となっており、私は、税制のプロパガンダは租税政策文書が担うべき役割だと考える。周知を図るための教育活動は、民間が行うべきである。オンライン申告、税務顧問サービスなどは、民間の拡張の余地が少なくなっている。

- (2) 法的整備が不十分

申告代理、税務登録代理、請求書作成代理といった税務サービスは、このような従来の業務から徐々に税務計画や納税識別にまで拡大しているが、持続的な事業拡大の法的保証はない。認定課税所得の管理に関する暫定対策や省が発表したものは文書による規制であり、納税者の法的側面が欠如している。

- (3) 国際連携の緊密さの欠如

税制の周知徹底が不十分であるために税務代理業者による税制に関する認識は低い。したがっ

て、国際的な事業提携、特に中国国内に投資し登記した多国籍企業への関与が少ない。一方では効果的に時宜を得た税務関連サービスがなく、他方で事業者は多国籍企業の通常のチャネルを持たず、税務関連サービスの需要に関する情報を得られない。国際連携の緊密さはまったく見られない。

### 3. 解決策

(1) 自己規制を強化し、サービスの質を高める

税務代理業界の拡大と強化を図るには、まず自己規制を強化し、業界を厳格に律し、業界標準と業界規律を定め、人材育成の実施を強化し、専門性のレベルを高めなければならない。

(2) 事前に各地の省において税務当局が「義務的」業務を定める

「義務的」業務によって、第1に事業規模を拡大し、第2に事業所を運営する能力を高め、第3に経験を積むため、国家税務総局が「義務的」業務を規定する文書を発行し、業務標準が統一され、業界規則が改善されるようにする。

(3) 公的支援を得て、法的地位を改善する

中国注策税務師協会は、「管理暫定方法」から「税法」への制度向上を目指して継続的な努力を行う。

2006年2月1日以降、税務代理業者の質と業務量は急速に向上しており、現代のサービス業において一定の重要な地位を占めている。

(4) 国際連携の強化と拡大を図る

中国における市場経済の急速な発展は、代理業者にも大きな影響をもたらしている。経済のグローバル化を背景に、国内の外国企業に良いサービスを提供するだけでなく、海外に進出する中国企業にも良いサービスを提供しなければならない。海外の税務代理業者と連携して、情報伝達の基盤と協力のメカニズムを構築する必要がある。

### 4. 展 望

(1) 中国の個人所得税が分類課税から総合課税に改革されたのを受け、個人所得税が税務サービス業の発展を方向づけるものとなる。

(2) 国際都市は、業界の発展にとって比類ない機会をもたらす。特に国際都市として名高い上海は、歴史上前例のない好例となった。2010年、政府は「代理業界の発展をさらに促進するための意見書」を発行し、代理業界の発展の主要分野における税務代理業を精力的に促進していく見込みである。これは、税務代理業界における事業の発展を促し、立法手続のペースを加速するものである。

ありがとうございました。

2010年10月15日

Yan Ming Li

中国注册税務師協会 理事

上海市注册税務師協会 常務理事

Shanghai QingRui Tax Personnel Office 会長兼取締役

## II. 現在の課題2：中国登録税務師が直面する問題と展望に関する課題 および機会

ご列席のみなさま、こんにちは。ソウルにおける第2回国際都市税理士サミットに参加することができ、大変光栄です。また、中国登録税務師が直面している課題と展望についてみなさまにお話しする機会をいただき、喜びに堪えません。

### 1. 中国の税務代理人が提供する税務サービスの法的地位

1992年に制定された「中華人民共和国税収徴収管理法」第89条は、「納税者または源泉徴収義務者は、代理業者に委託して税務処理を代行させることができる」と規定しており、これにより税務代理業者の法的地位が初めて確立した。2006年に国家税務総局が発布した「登録税務師に関する暫定対策」は、中国における登録税務師の法的地位の特徴を明確にした。これらの法律および規則はすべて、中国の税務代理業者が行う主な2つの法的機能を税務検証および税務サービスと定めるものである。その間、行政の透明性と改善が進み、中国登録税務師協会（CCTAA）が業界標準に基づく管理を目指して多大な努力を行った結果、中国登録税務師にとって適切な業務環境の整備が進んだ。

### 2. 中国の税務師が提供する税務サービスの現況

#### (1) 背景

中国の現在の税務師制度は、日本および韓国の税理士制度の優れた実績を参考にし、中国の実情に合わせて確立されたものである。中国登録税務師制度は、近年著しい進歩を遂げてきた。中国登録税務師協会が発行した2009年税務業界年次報告書によれば、2009年12月31日現在4,030の税務代理業者があり、総収入は64億2000万元であった。登録税務師数は77,767人に達し、そのうち28,722人が税務代理業者として働いている。

#### (2) 税務師および税務専門家が直面している問題及び課題

中国登録税務師の法的地位は法律により確定されているとはいえ、他の代理業者と比べると税務代理業者はいまなお、発展の遅れ、小規模性、地域格差、市場シェアの低さ、広範囲な社会的影響と団結力の欠如などの問題に直面しており、業界全体の効率性と有効性に影響が及んでいる。現在のところ、サービスの質、管理の水準、全体的な専門性の高さは、産業の需要の急速な伸びに十分対応できていない。

#### ・登録税務師が直面する問題

- －規模が小さく、資格のある税務専門家が不足している
- －管理能力の欠如
- －サービスの専門性と具体的な数値目標の欠如
- －全体的なサービスの質が高くない
- －業務上のリスクと管理に対する意識の低さ
- －高度な業務の比率が低い
- －研修を強化する必要がある
- －ブランド構築戦略の欠如



- －国際連携の基盤および補完要素が不十分
- ・税務専門家が直面する問題
  - －専門家サービスの業務基準全般に対する理解の相違
  - －税務専門家の移転が頻繁
  - －税務専門家の外国語能力が国際案件への対応を制約している

### 3. 直面している課題および機会

#### (1) グローバリゼーションの勢いが止まらない

UNCTAD (国連貿易開発会議) の調査によると、2009年の不況以降、外国直接投資 (FDI) のフローが回復の兆しを見せており、2011年および2012年には FDI の持続的な拡大が見込まれる。MNC (多国籍企業) の間では、将来の事業環境に関する楽観論がいっそう拡大している。

2010～2012 年

投資国上位 5 カ国	米国	中国	ドイツ	英国	フランス
------------	----	----	-----	----	------

出典：UNCTAD (世界投資傾向調査 2010～2012 年)

#### (2) 中国は今後も第 1 位の FDI 投資先国

2010～2012 年

FDI 投資先上位 5 カ国	中国	インド	ブラジル	米国	ロシア
----------------	----	-----	------	----	-----

出典：UNCTAD (世界投資傾向調査 2010～2012 年)

2010 年 1～7 月	金額	増加率
実施された FDI	583 億 5000 万ドル	20.65%
新規承認された外国投資企業 (FIE)	14,459	17.9%
2010 年に実施された FDI の推定総額	1000 億ドル	

出典：中国商務省

#### (3) 中国市場が持つ巨大な潜在力

#### (4) 持続可能な経済成長は、第12次 5 年計画の重点事項

#### (5) ますます多くの外国投資家が、適切な現地代理業者を明確に認識し、選定しようとしている

### 4. 国際連携に関する提案

「長く離れていたものは、再び結ばれなければならない」という中国のことわざがある。中国の税務師はその機会をつかまなければならない。すなわち、国際的な視点から新タイプの税務師を再構築するため、国内外の同業者との緊密な連携を強化する必要がある。現在も「ビッグフォー」は、中国の税務サービス市場において絶対的優位を保っている。私の意見では、いずれ民間事業者が成功を収めるためには資源の統合と連携が必要である。それには、次のような種類の連携が考えられる。

- ・プロジェクトにおける連携
- ・個々のクライアントへの包括的なワンストップサービスの提供
- ・上級専門家の交流
- ・プロセスにおける連携
- ・M&A
- ・プライベート・エクイティ等

一般的に言って、国際的な税務サービスを提供する外国および中国の税務代理業者は、個々の機会を模索し、積極的に機会を作り出し、タイムリーに機会を捉える必要がある。常に専門能力の向上を図ることによって目標が達成されることは間違いないであろう。

2010年10月15日

Madeleine Q. Y. Zhang

北京市注册税务师协会 理事

Beijing Shining Certified Tax Agents Co., Ltd. 会長

# ドイツ

## I. 現在の課題 1 : ドイツにおける税理士法改正案

### 1. 第 8 次税理士法による変更点

ドイツの税理士法は、2008年に全面的に見直しが行われた。そのため、現在変更が論じられている点はごくわずかである。

2008年の第 8 次税理士法改正で、多くの変更が導入された：

#### (1) 専門家間の協力

ドイツおよび外国の税務専門家間の協力に関する変更については、課題 2 で論じる。

#### (2) 新たな業務分野

税理士は現在、事務所を設立し、または社内税理士として業務を行うことが認められている。社内税理士とは、税法の専門家として企業に雇用されている税理士であるが、基本的にフリーランスの税理士と同様の独立性を保っている。

税理士は現在、例外的事例においては商業活動に従事することが認められている。かかる例外的事例は、たとえば相続の結果といった個人的事情により生じることがある。しかし、破産案件における清算人など、税理士が他の業務に従事する過程において企業の経営を求められるといった場合にも生じうる。かかる商業活動に従事するためには、税理士会による事前の例外承認を得ることが前提条件となる。

#### (3) 税理士試験

税理士試験は引き続き国家試験であるが、現在は税理士会によって主催および運営されている。税理士会は、筆記および口頭による試験の専門的管理ならびに受験者の選考について責任を負う。

#### (4) その他の変更

その他多くの変更が導入された。国際的な観点から重要な変更は、高度職業訓練および教育に関するガイドラインが、以前は税理士業界の一般原則に基づいていたものが、現在は税理士法に直接依拠しているという点である。

その他の変更に関する詳細は、ご要望に応じてご説明する。

### 2. 今後の変更

#### (1) ビジネスコンサルティング

ケルン税理士会は、ビジネスコンサルティング分野への関与を強化することを提唱している。税理士業と親和性のある分野と見なされているため、税理士法に基づき、すべての税理士がビジネスコンサルティング業務に従事することが認められている。

しかし、企業にとっては、将来の事業開発をサポートするいっそう集中的なコンサルティングを受けることが重要だと考えられることから、経営面をさらに重視するべきである。

この点に関し、ケルン税理士会は、より厳格な試験の導入を提案している。現在すでに、税理士試験において受験者に経営学分野の試験を行うことは可能である。このような試験は現在、行われるとしても口頭試験においてのみ実施されているが、現在の適用法のもとでは筆記試験に含

めることも可能である。

ケルン税理士会は、主に経営学および経営コンサルティング分野に主な重点を置いた「第4の試験」を導入することを提唱している。かかる第4の試験は、受験者に経営学の重視を促し、ビジネスコンサルティングサービスを提供する意欲を高めるものである。

#### (2) 専門職賠償責任保険への強制加入

税理士は、職務遂行に関連して生じる損害を対象とした賠償責任保険に加入することが求められる。現行法では、かかる保険の保険額は最低250,000ユーロと定められている。それ以上の保険額を、いつでも任意で設定することができる。

ケルン税理士会では、損害賠償を確実に全額保険でまかなえるようにし、税理士が「自らの負担」で損害賠償を支払わなくても済むよう、規定の最低保険額を引き上げることを提案している。

#### (3) 税理士報酬

ドイツでは、税理士報酬は法律によって決められている。具体的には、「税理士報酬条例 (Tax consultancy Fee Ordinance)」である。書面による契約に定められている場合は、税理士報酬条例からの逸脱も可能である。大口取引が多いことから、ほとんどの場合では税理士報酬条例に基づいて請求書が発行される。

ドイツ全国税理士会は現在、税理士報酬条例の変更案を作成中である。その主な目的は、現在条例の対象となっていない業務に対する適正な報酬を提案することである。変更案には、料金算定基礎（最低単価、乗数）の変更も含まれている。この種の制度は専門職の業務に必要な基盤であるため、このプロジェクトの実現を目指して全力を尽くしている。

## II. 現在の課題2：税務コンサルティング分野における国際的連携

### 1. 概要

ドイツ税理士法は、ドイツ国内および海外における税理士同士の連携という問題に対し、かなりリベラルな姿勢をとっている。かかる連携は、基本的に認められている。連携に対する制約は、資格に基づいて決められている。すなわち、税理士は、相手がドイツの税理士と同等の資格を有している場合は他の税理士と連携することが認められている。

### 2. 国内における連携

#### (1) 他の税理士との連携

国内における1名または複数の税理士との連携が認められている。

以下の形の連携が可能である：

- ・クライアントとの関係の枠組における非公式の連携
- ・民法に基づく組合の設立、「パートナーシップ」と呼ばれる
- ・有限責任会社の設立、ドイツにおいては通常「GmbH」という形態
- ・フリーランスの専門職による特殊なパートナーシップの形態であるパートナー組合 (association of partners) の設立

#### (2) 弁護士および企業監査人との連携

税理士は、他の税理士と連携するのと同様に、すなわち上記(1)に述べたように、非公式の取り

決め、民法に基づく組合、有限責任会社、またはパートナー組合によって、弁護士および企業監査人と連携することが認められている。

(3) 他のフリーランスの専門職との連携

税理士、弁護士、企業監査人のいずれでもない他のフリーランスの専門職との連携は、特定の状況においてのみ可能である。ただし、税理士が単独または複数のクライアントに対して特定の課題に関する助言を与える目的で、他のフリーランスの専門職と連携するという場合において、他のフリーランスの専門職との連携が可能である。ただし、かかる連携は、相手が認定されたフリーランスの専門職である場合に限る。これには、医師、技術者、建築家等が含まれる。

(4) 商業に従事する個人との連携の禁止

商業活動に従事する個人に対する税理士間の連携は、パートナーの1人が商業活動に従事している場合は、禁止される。

### 3. 国際的連携

(1) 外国の税務コンサルタントとの連携

ドイツの税理士は、相手が認定された外国の税務コンサルタントである場合、国際的連携に従事することが認められる。ドイツ税理士法の観点から、外国の税務コンサルタントとの連携は、他の税理士と連携するのと同様に、すなわち上記(1)に述べたように、民法に基づく組合、有限責任会社、または非公式の協力関係の取り決めによって行うことが認められる。

唯一の要件は、相手の外国税務コンサルタントがドイツの税理士と同様に税務コンサルタントとしての業務を行っていることである。

ドイツ財務省と、後に全国税理士会は、認定された外国税務コンサルタントの一覧を発行している。これには、特に欧州租税連合に加盟している税務コンサルタントが記載されている。したがって、ドイツの税理士と外国の税務コンサルタントの連携は、ドイツの税理士同士の連携と同じレベルで認められている。

(2) 外国の弁護士および企業監査人との連携

同様のことが、ドイツの税理士と外国の弁護士および企業監査人との間の連携についても当てはまる。かかる連携は、ドイツの弁護士および企業監査人との連携に適用される同じ条件のもとで認められる。相手の外国弁護士および企業監査人がドイツの弁護士および企業監査人と同じ資格を有している場合、連携は、民法に基づく組合、有限責任会社、または非公式の連携取り決めによって行うことができる。

(3) 他のフリーランスの専門職との連携

他のフリーランスの専門職との連携については、方針に関する綱領はない。連携に適用される基本原則に基づけば、ドイツの税理士と海外で働くフリーランスの専門職との間の連携も、非公式な連携取り決めによるものが可能でなければならない。

### 4. まとめ

ドイツの税理士の立場からは、外国の税務コンサルタントとの連携を控えなければならない理由はない。かかる連携は、いかなる適切な法的形態においても可能である。唯一の要件は、外国の税務コンサルタントがドイツの税理士と同等の資格を有していることである。外国の弁護士および企業監査人との提携も可能である。

## I. 現在の課題 1 : 税理士の資格取得制度について

### 1. 懸案事項の現況

現行税理士法では、公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む）に対し、何ら条件なしで税理士となる資格が付与されている。

全国71,672人のうち、公認会計士の資格による税理士は6,921人である（2010年7月末現在）。

### 2. 懸案事項の問題点

税理士と公認会計士は、それぞれの職業法により異なった使命・職責を負い、その業務も異なっている。したがって、一方の資格者が他方の資格に何らの資質の検証等も経ずに登録できることは合理的でない。

また、この公認会計士への税理士資格の付与規定があるために、税理士を目指す者が税理士試験の税法科目を受験せずに、公認会計士試験を受験する者がいるなどの弊害が生じている。これは、税理士資格を得ようとする者が税理士試験を回避する途を許容しかねないものであり、税理士・公認会計士双方の制度設計の根幹に係る問題である。

### 3. 問題点に対する対応方案

原則として、税理士試験合格者のみが税理士となることとすべきであり、他の資格や行政実務経験をもって税理士資格を付与する規定は削除すべきである。公認会計士には、税理士試験科目のうち会計に関する科目は免除することとするが、税法に属する科目のうち少なくとも国税に関する税法科目1科目には合格することを課すべきであり、現在、上部団体である日本税理士会連合会がこの内容の法改正に向け、国会・政府に働きかけているところである。

### 4. 国際的協力方案

各国の税制、税務行政及び税務・会計に関する専門家制度等について、それぞれの専門家団体と定期的に情報・意見交換を行う。

また近年、モンゴル等で新たに税理士制度が創設された際に我が国の制度が参考にされたように、今後租税制度・税務の専門家制度の整備が必要となる国に対し、税制及び専門家制度に関する助言を行うなど、税理士制度の普及推進を行う。

## II. 現在の課題 2 : 日本における電子申告の現状と問題点

### 1. 懸案事項の現況

日本における電子申告が本格的に開始されてから7年目を迎えており、政府の目標値を上回る7割に達している。しかしながら、都会地域においてはこの目標値をやや下回る状況となっている。

## 2. 懸案事項の問題点

### (1) インセンティブが決定的に不足

我が国のインセンティブとして法的には申告所得税における1回限りの5,000円税額控除のみであり、税務当局の実務対応としても早期還付（通常1ヶ月、電子申告の場合最長3週間）しかない。

### (2) 電子政府構築施策への国民的理解の不足

我が国も電子政府の構築に努力しているが、行政手続き及び融資等における官公庁及び銀行等の電子申告データの署名について、未だに紙の申告書（税務署の受付印）を要求するところがある等、全体として国民的理解が不足している。

### (3) 都会地域における地理的条件

我が国においては、都会地域における電子申告利用割合が低いが、これは都会地域の交通の便が良く、電子送信に頼るよりも紙ベースの申告書を税務署に提出する方が利便であることによる。

## 3. 懸案事項に対する対応方策

(1) インセンティブの不足については、国に対し今後も粘り強く建議していく方針である。

(2) 国民的理解の不足に対しては、政府機関はもとより税理士会においても積極的にPRしている。

(3) 税務署に近いという地理的条件に関しては、電子申告の利便性（事務所経営のIT化効果）を強調すると共に、税理士会における設定目標達成運動により対応する。

## 4. 国際的な協力方策

電子申告に関する政府方針は各国により相当異なるため、一層の情報交換により、納税者および税理士の利便に資する制度を相互に参考とし、政府に建議することが重要である。

# 英 国

## I. 現在の課題 1 : 税務代理人 (Tax Agent) と経済危機

2008年の銀行危機以降、CIOT は、全体的な経済状況の変化が税務代理人に及ぼす影響を注意深く見守ってきた。

英国では、次のようなことが観察されている。

- ・ 税務サービス市場は依然として好調だが、報酬の回収に通常より苦勞しているといった話が聞かれる。
- ・ 税務関連の資格試験に対する需要は依然として旺盛であり、大手事務所は新規採用を継続している。
- ・ 会議や資格取得後の研修などの任意的な支出に減少傾向が見られる。

5年間の調査の後、CIOT は2008年に試験方法を改定し、英国における現在の試験方法に合わせた。4つの主要科目において合格の難度が高くなった一方で、1回の受験で全科目に合格する必要はなくなった。

また、CIOT は35の支部に助成を行い、受験生および会員に低料金で研修を実施している。

他の国々において経済全般の状況が税務サービス市場にどのような影響を及ぼしているか、また、他の税務関連団体が会員に対してどのような支援を行っているかを知ることは、大いに役立つものと考えている。

## II. 現在の課題 2 : 政府との協力

英国では2010年に政権交代があり、前首相ゴードン・ブラウン率いる労働党政権からデヴィッド・キャメロン率いる保守党／自由民主党連合政権へと変わった。

この政権交代に伴い、次のような直接的变化が生じた。

- ・ 6月の緊急予算案で租税に関する新たな法律が導入され、税務業界はそれを理解し、対応しなければならない。
- ・ 新政権発足に伴い、税務問題に関する相談業務のペースが大幅に加速している。
- ・ 新閣僚およびその顧問について知らなければならない。

これらすべては財政上の圧力を背景に起こっていることであり、政府は以前より低コストでより多くの税金を集めなければならなくなった。

変化の例として、財政当局が政府の税務職員を削減するため、納税者の納税額を査定する責任を納税者とその税務代理人に移行させることを検討している。その方策は、次のようなものである。



- ・ 財政当局に対して税務記録および税務申告書をチェックする新たな権限を付与し、誤った申告を行ったり、申告を怠り、滞納した納税者に対して新たな罰則を設ける。
- ・ 税務代理人との協力に関する新たな取り決め。それには、財政当局によるツールキットの作成も含まれ、税務代理人側はその使用を求められる。
- ・ 財政当局は資源を、リスクが高いと思われる納税者および税務代理人に向ける。
- ・ 資源を集中し、納税者との人的接触を最小限に抑えながら大量処理を行う体制に移行する。

CIOTの対応は次のようなものである。

- ・ 政府、財務省および財政当局の職員との強力な関係を構築する。
- ・ 政府職員と協力して、政府の決定を有効的かつ効率的に実施するとともに、我々が同意していない税務アドバイザー向けの型にはまった「ツールキット」のようなアイデアに対して異議を唱える。
- ・ 政府が問題点として採り上げた事項に対する対処方法について、代替案を提起する。たとえば、税務申告の誤りという問題への対処については、財政当局が誤りを分析して分類し、税務職員および税務代理人に対する目的を絞った教育および研修を実施するなど、誤りの種類に応じた対策を策定することを提案した。

財政当局との協力という経験を共有することは、大変役に立つだろう。我々が知る限りでは、各国の財政当局は、税務代理人との協力に関して情報交換している。したがって、すべての税務関連団体にとっても、意見交換をすることが有益である。たとえば、英国と米国の財政当局は意見交換をしており、税務代理人との協力に関する財政当局のアイデアの一部が、大西洋をはさんだ対話から生まれていることが知られている。

## I. 現在の課題 1 : FTAによる税務サービス市場の開放

### 1. 自由貿易協定に関する韓国の現況

現時点で韓国は、米国およびEUとのFTA交渉を終了しており、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ペルー、コロンビア、トルコなど数カ国と交渉中である。韓米間FTA (KORUS FTA) は、2007年4月に正式調印されたが、両国とも協定の議会批准には至っていない。その間、韓国政府は税務士 (CPTA) 法を改正して外国税務士制度を新たに設け、同改正案を2008年11月19日に国会に提出した。同法案は現在国会で審議中である。

KORUS FTA は将来における他の国とのFTAの基盤となりうることから、CPTA法の改正点を十分に検討して規定の改善を図り、サービス市場の開放という課題に積極的に対応していこうとしている。

### 2. 税務サービス市場の開放およびFTAに基づく法改正の詳細

#### (1) KORUS FTAに基づく韓国市場開放の詳細

協定発効日より前の第1フェーズでは、韓国において税務関連サービスを提供しようとする米国の税理士または税務代理会社は事前に韓国内に事業所を開設しなければならない。また米国税理士が韓国の税務代理会社で業務を行うためには韓国政府の許可を受けなければならない。

協定発効日から5年間の第2フェーズでは、国内の税務代理会社への外国資本投資は全体の50%未満とする。すなわち、韓国税務士が全株式の50%超を保有するものとする。また、外国税務士 (自然人) が保有できるのは全株式の10%未満とする。

#### (2) 外国税務士および外国税務代理会社に関する規定案

韓国政府は、外国税務士および外国税務代理会社に関する規定案の改正をおこなった。主な内容は、(a) 外国税務士が韓国において税務サービスを提供できる範囲、(b) 事業範囲、(c) 存在および事業所設置の条件、(d) かかる税理士の監視、監督、罰則および登録に関する規定、(e) 韓国税務代理会社における外国税務士の雇用に関する規則、および(f) 韓国税務代理会社に勤務する外国税務士が保有する議決権付き株式全体の範囲および制限などである。

### 3. 課題と対策

#### (1) 国境を越えた税務代理サービスの供給および海外における消費

国境を越えた税務サービスの供給および海外における消費が認められる場合、国内法違反に対する処罰、懲戒処分、補償などの適切な措置が適用されない可能性もある。したがって、かかるサービスを提供できるのは韓国税務士のみとするべきであり、業務上の拠点を設けることを明確に規定するべきである。

#### (2) 外国税務士の韓国内における職名に関する規則の制定

外国税務士は、韓国税務士と混同されないよう、異なる職名を用いるべきである。

#### (3) 当局の認可証、登録に関する規定の改定、業務経験

台湾、タイ、インドネシアのように専門家以外でも税務サービスを行うことができる国があるため、認証・登録制度によって資格および業務経験を検証する必要がある。

(4) 法務・会計サービス市場の開放に伴う間接的な市場開放の防止

CPTAの業務分野の多くは、弁護士および公認会計士（CPA）の業務分野と重なる。したがって、外国税務士の業務分野を明確に定め、CPTA業務に限定する必要がある。

## II. 現在の課題 2：税務士制度改革

### 1. 税務士制度改革の現況

税務管理を促進し、納税者に義務の遂行を促すため、韓国は、1961年の税務士法により税務士制度を導入した。以来政府は、顧客を保護し、税務サービスの質を高めるため、関連する規則および規制を様々な形で実施してきた。

しかし、かかる規則および規制は、専門サービス業界の成長を妨げるものであった。また、FTAに基づいて市場を開放した場合、外国税務コンサルティング会社が急速に国内市場を支配すると予測される。このような問題を解決するため、当会は公聴会などを開催した。また、「専門家サービスに関する規制枠組の改善」に関して、課題と対策を検討していく所存である。

### 2. 課題と対策

(1) 他の類似専門サービス提供者との提携を認める

この議題は、複数のサービスを提供することにより、海外の大規模資本に対する税務士の競争力を高め、個々の専門能力を総合的に活用することにより規模の経済を実現することができるとの考えから提起された。

税務コンサルティングには、高度な専門知識、強い倫理規範、公的責任が必要である。したがって、専門家精神だけでなく独立性も不可欠の要素である。税務士が他の専門サービス提供者と提携することが認められた場合、公的責任と独立性が損なわれるおそれが大いにある。さらに、独占により価格が上昇する可能性があるほか、クライアントの機密保持が困難になるなどの懸念がある。したがって、異なる業種間の提携ではなく同業者同士の提携を促したほうが有効であろう。

(2) 税務士会への加入を強制から任意に切り替える

この議題は、税務士の結社権および選択権の侵害を防止する目的で提起された。しかし、税務士会への加入が強制から任意に変更された場合、税務士の監視・監督が適切に行われなくなり、税務士会を通して税務代理業務を適切に行うという公的特性が弱められる。さらに、税務士会が改正および他の関連情報に関する参加義務のある研修を行うことができなくなる。これにより、税務士の専門能力と倫理規範が確保できなくなり、税務サービスの質の低下を招くおそれがある。

現行の制度は、行政予算・人員の削減と政府の規制緩和の方向性と調和するものである。また、協会の独立性と地位を確立し、自主的な監視と浄化を促進するために、担当当局の懲戒権を協会に移行することが望ましい。

(3) 支店の設立を認める

この議題は、市場の競争を促進することにより顧客の利便性と繁栄を促進するために提起された。1人の税務士が複数の支店を運営した場合、雇用された税務士は業務遂行における独立性を

保証されないおそれがある。また、実際に業務を行っていない者が他人の名義でサービスを提供する可能性もある。当会は、1人の税務士に複数の支店の運営を認めるより、税務代理会社の設立を促す方が望ましいと考える。

#### (4) 税務士 (CPTA) の数を増やす

この議題は、質の高い税務サービスを手頃な料金で提供できるようにするという目的で提起された。しかし、かかる決定により不適格な税務士の数が増えすぎて、税務サービスの質の低下、顧客の不信感といった問題が生じる。当会は、資格のある税務専門家の数を増やすだけではもはや税務サービスの質を高めることはできず、CPTA 資格の新規取得者数を適切に制限する必要があると考えている。

#### (5) CPTA の個人情報を開示する

この議題は、消費者が税務士を選ぶ際に税務士に関する十分な情報を得て、より慎重に選択を行えるようにするために提起された。しかし、税務士の情報を軽率に開示した場合、CPTA と税務当局の職員が共謀関係を結ぶおそれもある。これは、退官した裁判官が弁護士となった時に有利な待遇を受けるという状況と似ている。これは、CPTA の職務倫理と信頼性を著しく損なうものである。したがって、CPTA の個人情報を開示する範囲および方法については、慎重に対処する必要がある。

### III. 国際連携の推進策

税務サービス業界における市場開放は避けられないことであり、CPTA 制度にとって厳しい環境をもたらす。現在、このような課題に対応するために、国際連携がこれまで以上に重要になっている。そこで当会は、次のような国際連携の推進策を提案する：

#### 1. 各国の CPTA 制度を理解し、尊重する

国際連携と情報交換は、有益な情報をもたらし、データを交換し、国家間の関係を促進するような形で行われるべきである。それは、相互の理解と尊重に基づいて、各国の税務専門家制度の発展に寄与するべきである。

より具体的には、各国は税務専門家制度と税制に関する情報を交換し、CPTA 協会のウェブページにアクセスできるようにするべきである。かかる対策は、相互理解を深め、より高度な税務専門家制度を作り上げていくために有益であろう。

#### 2. 定期的な国際会議を設置する

各国の税務専門家制度をさらに発展させるために、参加国は、学術講座やサミットのような国際会議を開催することにより積極的に情報交換するべきである。

#### 3. CPTA 制度を広めるために世界的な努力を行う

多くの国は、十分に確立された独自の CPTA 制度を持っていない。したがって、参加国は、認定を受けた税務専門家のみが税務サービスを提供することができる CPTA 制度を広める努力を行うべきである。

# サミット概要

# サミット（中国）議事概要

茂木和夫・浪川裕良

## 中国の登録税務師事務所の今後の課題

### (1) 税務師事務所の質の向上と人材の充実

登録税務師事務所の業務品質の向上や業務拡大、安定したサービスの提供が目前の課題であると言える。具体的には、業務の一つ一つを確実に実行し納税者の信頼を得て認知度を上げること、専門的知識の向上により高付加価値サービスを提供すること、国内外の連携を高め中国に進出する外資系企業および海外に進出する中国企業等を幅広くサポートすること、質の高い人材を確保し長期的に育成を行うこと、などが挙げられる。

### (2) 増大しているビジネスチャンスへの対応

中国では急速な経済発展とともに税務サービスの需要が爆発的に増えてきている。毎年、納税者の数がおおよそ3000万人ずつ増加しており、また昨今のグローバル化という大きな流れの中で多国籍企業の殆どは登録税務師事務所の税務サービスを受けていないため、さらには税務師業界のさまざまな障壁により人材が絶対的に不足していることなどから、税務サービスのかなりの需要が見込まれる。レベルの高い、迅速でかつ安定したサービスを提供し、そのような需要に積極的に対応していくことが、税務師業界全体の発展に向けた課題であると言える。

### (3) 国際間の連携や協力

昨今の加速度的な経済発展やグローバル化に対応していくことが大きな課題であると言える。

そのための方法として、中国の大きな登録税務師事務所と実力ある外国の税務専門事務所とが協力し、または連携して合同事務所を立ち上げるというような構想がある。

そのような協業により、例えば①1つプロジェクトごとに協業してサービスを提供したり、②お互いの事務所同士で人材の交流を行ったり、③多国籍企業に対しグローバルかつきめの細かい様々なサービスを提供したり、などビジネスチャンスは限りなくある。

協業体制により、そのようなビジネスチャンスを諸外国の税務専門家集団と一緒に掴んでいきたいと考えている。

# サミット（ドイツ）議事概要

相澤康晴・藤本則子

今回の税理士サミットには、ドイツ・ケルン税理士会の副会長のピーター・ヴァン・スタイン氏と事務局長のヘンリッヒ・ワイラー氏がケルン税理士会を代表して参加した。お二人とも親しみやすい人柄、その上親日家で、サミットのコーヒータイトムや晩餐会、そして閉会のあとでも会うたび、笑顔で挨拶を交わし、ドイツでの次回税理士サミットが近い将来開催される事を願って、硬い握手をした。2日目の会議では、ドイツ代表からは主に税理士法の改正が説明されたが、下記がその概要と印象である。

ドイツの税理士法第8次改正法は2008年4月12日に公布され、多くの変更があったが、そのうち代表的なものには以下のような自由化がある。

- (1) 共同事務所・パートナーシップ共同体の形成
- (2) 海外の税理士や弁護士との協力体の形成
- (3) 社内税理士としての役務提供
- (4) 営利事業活動（例外的な場合に限る）
- (5) 営業活動の禁止内容の緩和
- (6) 有限合資会社としての税理士会社の法整備
- (7) 税理士試験の税理士会への委託

これらの改正は、税理士業の近代化と業務の拡大、整備に向けて、職業活動の根本的な見直しがされた点において、非常に重要な改正であった。広域な経営コンサルタントのサービス提供の際には、海外の税理士だけでなく他業種のプロフェッショナルと共に仕事をする機会が増えてくる。それらもふまえ、ケルン税理士会は、税理士試験を、現在の会計、税務、職員管理という試験科目に加え、第4の試験科目として経営学を加える事、さらには、アシスタントの質の向上のために、資格の無いアシスタントにまで実務トレーニングや試験、研修などの導入、そして税理士を完全に保険で守れるような税理士職業賠償保険の強化を提唱している。

この税理士法改正の背景は、昨今のビジネスの多角化国際化や、市場のニーズに合わせた形態の役務提供を目的するだけでなく、現在の経済の悪化も要因のひとつであるようである。関与先の縮小や、顧問先数の減少に直面しているのはドイツも日本と同様で、ドイツの税理士会では、コンサルタント業務に参入して多くのビジネスチャンスをつかむ事が、税理士業の発展に大きく貢献するものと位置づけているようである。他に印象に残った事は、税理士会の中に懲戒を行う機関（委員会）があり秘密保持違反などの職上業の倫理に違反した時は、税理士会で裁かれるが、税法を守らなかったり、脱税幫助を行ったりした時などは専門職の行為を裁くための「職業裁判所」があることである。そもそも、日本の税理士法制定の際は、ドイツの租税法であるライヒ国税通則法が参考にされた為、日本とドイツの税理士法には多くの類似点が見受けられる。その後、ドイツでは時代の変化と共に、税理士法も大きな進化を遂げてきた。一方、日本でも平成23年の税理士法改正に向け、現在、税理士会内部にとどまらず、日本公認会計士協会等とも、活発な意見交換がされている。ドイツの改正税法を研究する事は、今後の日本の税理士法にとっても大きな参考となる事を痛感した、今回の税理士サミットであった。

# サミット（イギリス）議事概要

岩田克夫・山元俊一

## 1. 税務代理専門家を巻き取る現状

2008年のいわゆるリーマンショック後の経済危機の後での政府との協力について顧客の減少や顧問報酬額が減少した。その様な状況でも、税務をめぐる市場は活発である。ただし、4大法人に税務代理専門家を雇うケースについては以前の時と比較すると減少している。

## 2. 税務代理専門家と政府との協力について

税務代理専門家と政府は緊密な協力をしていかなければならない。そのためには全体的な意見交換が必要である。また、企業が税法について及ぼす影響が高まった。それは政治的な変化がもたらしたものと見える。税務代理専門家についても恩給（年金）予算が適用されることとなり、将来の老後生活に希望がもてることから税務代理専門家希望者が増えた。

これからも、コンサルティングについては増加していく傾向にある。それに対応してスピーディーに対応する必要がある。このような状況を税務代理専門家に対してアドバイスしていくことや政府担当者との関係を作ることが大事である。

ただし、政府財政については悪化しているので、税金の徴収率も低下している。そこで徴収コストを下げて徴収率を上昇させる必要がある。そのほかにも、コストを減らすために、税務に携わる公務員の数を減らしたり、あるいは税務代理専門家にこのような仕事を転嫁させていくことも一つの方法である。また、国税庁は税金をあげるためいくつかの方法を試みている。申告に過ち漏れがあった場合について、罰金を付加するようになった。

そこで、税務代理専門家に税務行政業務の多くを委託することにより成果を上げている。付帯税についても場合によっては税務代理専門家に委託している。これは結果として、税務代理専門家あるいは法人がその徴収コストを課税庁の代わりに支払っていることになる。

現在、税務業務のためのツールキットを国税庁が開発したものが使えるようになっている。このツールキットについては、すべての税務代理専門家業務を行うことが可能となっている。ただし、税務代理専門家団体はこれについて歓迎していない。というのは、もしもこのツールキットを使用しなければ、追加的に課税がされてしまうのではないかという危惧がある。また、滞納があった場合は、このツールキットによって管理対象となってしまう。ひいては、税務代理専門家もこのツールキットによって管理されてしまう可能性が生ずる。このツールキットにより、税務代理専門家も管理対象となると、巧みな方法で税金を減らす特定の税務代理専門家については、ハイリスク税務代理専門家として分類されてしまう可能性が生じている。

税務当局は今後税務職員を減少させていくという計画をしている。また、税務当局が納税者にEメールで対応することにより、そのための人件費やコストが減るといえる。

税務当局は、人手不足により、苦情があれば対応するといったスタイルが不可能となってきた。このため、政府、財務省や国税庁と税務代理専門家団体との関係や意見交換を深めていく必要がある。また、税金簡素化庁という省庁をつくり簡素化について話し合い、税務申告について誤りを発見するために、類型ごとの戦略を立てて、業務を遂行して行く必要がある。



# サミット（韓国）議事概要

田尻吉正・荒井喜一郎・植田覚

「今回 第二回のサミットにおけるテーマ決定において大いに悩みました。一つの共通テーマについて議論をしたらいいのか、あるいは様々な関心問題を出し合って議論したらいいのか、悩んだ末結果的にそれぞれの国の税務上の懸案問題を取り上げ、それらについて皆で考察してみようという事になりました。」（任 淳天 副会長挨拶文）

その取りあげたい懸案問題の第一として、「自由貿易協定（FTA）の下での韓国税務サービス市場の開放」の問題がある。

韓国は米国やEUと既にFTAを締結し、メキシコ・オーストラリア・ニュージーランド・ペルー・コロンビア・トルコといった国々と現在交渉中である。

韓米自由貿易協定（KORUS FTA）は、将来諸外国と自由貿易協定を締結する際の基本になると思われるので、これに関連する韓国税務士法の改正内容を吟味する事により、税務サービスの市場開放について考察してみることにする。

韓米自由貿易協定（KORUS FTA）以前、米国の税務士及び税務士法人が韓国内で税務サービスを行おうとする場合には 韓国内に事務所を設置しなければならなかったし、韓国の税務士法人が米国の税務士を雇用する際には政府の認可を受けなければならなかった。

また、協定締結後5年の間は、外国投資家は税務士法人の株式を50%未満しか保有できなかった。すなわち、50%超の株式を韓国税務士が保有していなければならなかった。

更に外国人税務士は個々には全体の10%未満の株式しか持つ事が出来なかった。

韓国政府は外国人税務士及び外国の税務士法人について以下のような法律改正案を提出した。

- a) 韓国内で税務サービスが出来る外国人税務専門家の範囲（職種）
- b) 外国人税務専門家が韓国内で出来る税務サービス業務の範囲
- c) 外国人税務専門家の駐在条件及び事務所の設置条件
- d) 外国人税務専門家に対する監視・管理・罰則・登録条件
- e) 韓国の税務士法人が外国人税務士を雇用する場合の規定
- f) 韓国税務士法人における外国人税務士の投票権の範囲と制限

上記に関連することだが、国境を越えてなされる国際的税務サービス業務については、罰金・懲戒処分・処罰や損害賠償の問題を適切に処置できない場合がある。これらは、韓国税務士法に基づいてなされるべきであり、きちんとした商取引規程に基づいて決済がなされるべきであると考えられる。

外国の税務専門家は韓国の税務士と混同されないように別の資格にして称される必要がある。

台湾やタイ・インドネシアといった国々のように、公認の専門資格のない人々が税務サービスを行っている国々があるので、税務士資格や職務経歴が判るような許可証明書や登録システム整備がされるべきなのである。

また、税務士業務の多くは弁護士や公認会計士の業務範囲と重複しているところがあるので、外国の税務専門家の業務範囲については、はっきりと明記し制限する必要があると考えられる。

次に第二の懸案事項として、「税務士制度における規制緩和」の問題がある。税務行政の円滑な実施と納税義務の実施を図るため、韓国政府は1961年に税務士法を制定し、税務士制度を導入した。そ

の後、消費者保護と税務サービスの質の向上の観点から多くの規制が実施されてきた。しかし、このような規制は専門職サービス産業の成長を阻める事になり、自由貿易協定に基づく市場開放により、海外税務士法人によって、急速に国内市場が浸食されてしまう恐れが出て来た。

そこで、海外からの大型資本に対抗し、競争力を高めるために韓国では類似専門業種と協業して専門知識を総合的に活用し、規模の経済を実現しようとする考えが出て来た。しかしながら税務サービス業務は高度の専門知識と強い倫理観や社会的責任を要する。税務専門家が他の類似専門業者と協業すれば、これらの社会的責任と独立性が失われ守秘義務等の大事な要素が損なわれる危険性が懸念される。それ故、同業職種同士での提携の方が 類似業職種同士との提携より効果的であると考えられる。

次に結社及び選択の自由という観点から税務士会を強制団体から任意団体に切り替える事の問題について触れる事にする。税務士会が強制団体から任意団体に切り替えられたとすると、監視監督がおろそかになり、税務代理業務を行うという公的特徴が弱まってしまう事が懸念される。さらに税法改正や関連通達などの研修が出来なくなり、税務士の専門性と倫理観を低下させ、税務サービスの質の低下になるかもしれないのである。税務士会の独立性と地位を確立して、自発的な監視及び自浄機能を高めるために監督官庁が持つ懲戒権を税務士会へ移す事は望ましいと考える。

また、市場競争促進と顧客の利便性向上という観点から支店事務所の設置つまり個人の税務士が複数の事務所を運営する事の許可が問われている。しかし支店事務所で雇われている税務士は、業務遂行上独立性が保証されていない。従って、監視監督がおろそかになり、名義借りの問題が出てくる事が懸念される。よって、個人税務士に複数の事務所の運営を許可する事よりも、税務士法人を活性化した方が望ましいと考える。

次に税務士数の増大に関する問題である。むやみに税務士数を増やす事はレベルの低い税務士の数を増やす事につながり、結果的に過当競争による税務サービスの質の低下や消費者の信頼を損なうという問題を残す。税務士の数を増やすことによって税務サービスの質を向上させる事が出来るとは必ずしも考えられないのである。

次の問題は、税務士に関する個人情報の公開に関してである。裁判官が退官した後 弁護士業を始めると有利な事があるように、税務士の個人情報が無分別に公開された場合 税務士と国税官庁との癒着関係が心配される。そしてそれは倫理観と信頼性を大きく損なう場合がある。従って税務士の個人情報公開の方法とその範囲については慎重な議論が必要であると考えられる。

最後に第三の懸案事項として、税務サービス分野における国際的協力の増進策について提案する事にする。

税務サービス分野における市場開放は現実のものとなっており、今やますます国際的な協力が不可欠となっている。各国は税務専門家制度や税制について情報交換を行ったり、各国税務士会のホームページにアクセスできるようにすべきである。このような方法は、相互理解を深め税務専門家制度をより発展できる手助けになると考える。そして、各国の税務専門家制度を更に発展させるために、参加各国は学究的なセミナーやサミットといった国際会議を積極的に開催し、活発な情報交換を行うべきである。

税務士制度が確立されていない国はまだ多くある。公認の税務専門家のみが税務サービスを行う事が出来るという考えにのっとり、参加各国は税務士制度の普及に向けて努力すべきである。

# サミットに参加して



## サミットに参加して

第2回税理士サミットは23年税理士法改正の問題意識もあり、非常に興味深く参加した。参加5カ国のうち税理士制度が法定化されているのは、主催国の韓国・ドイツ・日本のみであり、他の2ヶ国は制度設計の違いから、税理士制度についての考え方にかかなりの温度差があったのが印象深かった。

2日目の東京会山川会長の発表、特に資格取得についての税理士法改正は参加国にとっては非常に興味深い内容となったようで、その後行われた懇親会の席上、主催国の韓国からは、改正案が通ることを心より願っていると厚い思いのエールが届いた。

次回は4年後ドイツで行う予定とのことで是非実現を願うのはもちろんであるが、日税連会長を東京会へと願っている者としては、2日目の質問にあったようにAOTCAとの関係を整理し、選挙の妨げにならないようにしなくてはならない。  
(専務理事 高村 義信)

第2回国際都市税理士サミットに、随行員の1人として参加した。

今回のサミットのテーマは「各国の税務専門家制度の懸案問題と国際的協力方案」であり、初日のシンポジウムで東京会は、「中小企業向けの会計基準について」と、当部が事業を所掌する「税理士の社会貢献事業」について発表した。

「税理士の社会貢献事業」については、鈴木国際部長から、税理士の職能を活かした社会貢献活動を実践するため、昨年6月に公益活動対策部を設置したことに加え、本年6月に「東京税理士会成年後見支援センター」を立上げ、会員はもとより、一般の方からも成年後見制度に関する相談を無料で受け付けるなど、会を上げて組織的にバックアップしている現状について発表した。さらに、その他の社会貢献事業として、小・中・高校生等を対象にした租税教育の実施、東京の大学における寄附講座の開講を始め、特定非営利活動法人「モア・グリーン・ゴビ税理士の森基金」を通じたゴビ沙漠の緑化活動も推進している旨を説明した。

現在、ヨーロッパでは、成年後見活動が盛んに行われている。本年11月に横浜で開催された世界初の「2010年成年後見法世界会議」では、ドイツ連邦司法省のトーマス・マイヤー課長から、「現在、ドイツでは130万人もの人々がこの制度を利用しており、選任されている後見人は25万人、その3分の1が職業後見人である」との説明があったことから、ドイツのケルン税理士会でも何らの取り組みを行っているのではと思われたが、今回は質問できなかつたのは残念である。なお、今回のサミットについては、ドイツのケルン税理士会主催で開催することも検討されるようなので、同会に社会貢献活動への取り組みについて伺い、今後の会務に反映させたいと考えている。

平成16年に開催した第1回サミットに参加し、今回参加できなかったオーストラリア租税協会の次回サミットへの参加を願うとともに、ベトナム税理士会やパキスタン税法協会、マレーシア勅許租税協会、フィリピン税務協会、さらにモンゴル税務士会などにも広く参加を呼びかけ、より多くの国、地域の税理士会が参加することが、税理士制度の発展と我々税理士の地位向上にも繋がるものと確信している。

最後に、税理士制度の充実と各国における国際的理解を拓げるための意義あるサミットに参加でき、

大変勉強になったことは勿論のこと、第2回国際都市税理士サミットを成功に導いた小林専務理事、鈴木国際部長を始め関係部・委員会の方々に改めて敬意を表し、深く感謝申し上げる次第である。

(公益活動対策部長 原 稔)

韓国ソウルにて開催された第2回国際都市税理士サミットに参加した。参加国は、ドイツ（ケルン税理士会）、イギリス（イギリス勅許税務協会）、中国（中国注冊税務師協会）、韓国（ソウル地方税務士会）、日本（東京税理士会）の5ヶ国であった。テーマは、「各国の税務専門家制度の懸案問題と国際的協力方案」であったが、日本は、「税理士の資格取得制度」等4項目について発表を行った。

資格取得制度については、公認会計士の自動資格付与の問題点を中心に発表したが、ドイツ、韓国では公認会計士が税務を行うことのできる資格とされており、又、ドイツでは公認会計士の95%が税理士資格を取得している等、相違点が浮き彫りになった。税制においても、繰越欠損金の控除が韓国10年、ドイツ、イギリスは無期限と大変参考になった。特筆すべきは韓国である、FTAによる税務サービス市場の開放に積極的に対応していることと、年間所得5億ウォンを超える特定業種の事業主に対して、税務士による検証を義務付ける「税務申告検証制度」を2012年から導入しようとしていることである。

最後に、研修に関するエピソードを一つ。イギリスの勅許税務協会（CIOT）のDeborah Annells 女史から、「イギリスでは、勅許税理士（CTA）が納税者とのトラブルや損害を与えたりすることがしばしば見受けられるので、トレーニングを強化しなければならない。」という発表があったのでイギリスでは研修制度がないと思ひ込み、女史のところへかけ寄り、カタコトの英語で、「日本では年間36時間の受講努力義務がありますが、イギリスではないのですか？」と尋ねると、「あら、イギリスでは、公認会計士は40時間、勅許税理士は90時間の研修をしているわよ。」と言われてしまった。何ともお恥ずかしい限り。

第3回国際都市税理士サミットは、中国もヤル気満々だが、やはり伝統あるドイツでの開催を望む。

(制度部長 名倉 明彦)

平成22年10月14日より2日間、韓国ソウルにおいて開催された、第2回国際都市税理士サミットに、情報システム委員会から私と細田副委員長の2名が参加した。

情報システム委員が本サミットに参加する目的は、参加各国の電子申告に関する情報を収集することであった。

14日は羽田空港に午前6時30分の集合だったが、小学生の遠足のように興奮しており、朝早く目が覚めてしまい、5時頃には羽田空港国際線待合室に到着していた。

さて、現地では2日間にわたり、ドイツ（ケルン税理士会）、イギリス（イギリス勅許税務協会）、中国（中国注冊税務師協会）、韓国（ソウル地方税務士会）の税理士へ、電子申告事情の聞き取りを行った。

当然のことながら通訳を介しての会話となり、通訳が電子申告の専門用語を理解するのが困難な様子も見受けられたが、なんとか身振り、手ぶりを交えて情報収集した。

各国の電子申告に関する状況は、本会会報「情報通」欄（平成22年12月号）を参考にさせていただくとして、電子申告の普及の原動力は、大きく分けると「インセンティブ」、または「義務化」である

と痛感した。

例えばイギリスでは、2年後に電子申告100%を目指しており、インセンティブとして、紙ベースより3ヵ月申告期限を延ばす施策を行っているそうである。

また、中国では「電子申告」は選択肢ではなく、「申告＝パソコンで」が当然であり、普及推進の方法論自体、必要がないようであった。

さらに、各国とも本人確認の方法は、我々が行っているような電子署名でなく、ID・パスワードの入力のみであり、そのためか電子申告の普及が、ものすごく速く進んでいることを痛感した。

日本も世界各国に遅れを取らないようにと念願するものである。

(情報システム委員会担当常務理事 森 外志廣)

第2回国際都市税理士サミットに参加でき、貴重な経験をさせて頂き感謝している。

第1回が開催された平成16年6月当時は、麴町支部の副支部長をしていたが、その時の参加代表団が、麴町税務署へ視察に訪れたとの話は聞き及んではいたが、当時は正直なところサミットに対する認識が薄かった。今にしてみれば、サミットの開催が東京税理士会にとって積年の夢であり、いかに意義深い会議であったかと思うと自らの不明を恥じるばかりである。今第1回サミットの報告書を読み返してみると、金子会長や小林国際部長の若々しい写真が眩しいばかりである。

今回のソウルサミットの実現までの苦労を一手に担っていた小林専務のご活躍を目の当たりに拝見していて、深い敬意を表する。ご当人の感慨は如何ばかりかと思う。

さて、今回のサミットでの各国の発表や質問のうちで印象に残ったことは、ひとつは韓国が国際的FTA交渉のなかで税務サービス市場の国際的開放問題が台頭して、外国人税務コンサルタント制度を設置する税理士法の見直しが検討されているという事であった。これは、日本に於ける外国公認会計士と同じ意味か不明であるが、いずれ日本に於いても税理士の国際的門戸開放が問題になるのか考えさせられた。

因に、日本に於ける外国公認会計士については既に公認会計士法第16条の2で一定の条件のもと日本での業務を認められているし、税理士法第3条第2項で、その者は公認会計士としてみなす規定がある。

もう一点は、税理士制度も人員も途上にある中国の意欲的な発言や堂々とした振る舞いが、昨今の中国の外交姿勢と重ね合わせると複雑な感じがする。

いずれにしても、日本では今税理士法改正を控えており、税理士業界の将来を考えると貴重な機会を与えて頂いた。

(法対策委員会担当常務理事 小野田 俊)

広報室担当常務理事として、この度サミットに参加でき素晴らしい経験をさせて頂き感謝している。たまたま、韓国税務士会法制理事 金 亨庠 氏と同席させて頂き、又、日本大使館財務事務官 原山道崇 氏からいろいろなお話をお聞きすることができた。私の関心は、わが国とほぼ同時期に始められたのに、その普及率で大幅に水をあけられた電子申告についてであった。韓国では2007年度、総合所得税80.7%、法人税96.1%の普及率だそうである。この差はなんだったのか。一言で言うと「税務士の協力」が背景にあるとのことであった。早期定着には次のような3点の理由が考えられるそうである。

①1994年から紙の申告書の別にFDに入れた申告書を署に提出していたため、電子納税方式に慣れていた、②各地域税務署が、税務士会との会合や電話を通じ積極的に広報し、その要請に税務士側が積極的に受け入れた、③個人の識別が容易な住民登録番号が生まれた時に付けられ、それを電子申告システムに活用できた。

電子申告のメリットについては、導入当初から、税額控除制度はあったが、その額はけっして大きくなく、これが直接普及を高めたとは考えていないようである。納税者、税務士側が真のメリットと考えているのは、①申告は6時から24時まで可能、②税務士に税額控除のインセンティブが与えられている、③紙よりもデータベースで申告するほうが便利である。

今回の訪問で、直接仕事に携わっている専門家の話が聞けたことは大変有意義であり、これからも是非各国との交流を深め、税務行政に対する視野を広め、税理士としての認識を深め、改めていく必要があると思う。国際都市税理士サミットがこれからも継続して開催されることをせつに願っている。

(広報室担当常務理事 福本 光男)

第2回国際都市税理士サミットへの参加団の一員として、10月14日朝、羽田空港から、20数名の出発に同行した。予備会議のために前日出発した代表団と合わせると総勢30人となる。

羽田空港を発ってわずか2時間で金浦空港に降り立った。空港では、主催者のソウル地方税務士会から歓迎の垂れ幕で迎えられ記念撮影。会場となるパレスホテルには正午過ぎに入り、午後2時から早速シンポジウムが開催された。

会場は宿泊したホテルに併設されていて、広くて近代的な建物である。参加国は中国、ドイツ、イギリス、韓国、日本の5カ国で、同時通訳を介して、参加各国の情報が飛び交い、国際会議ならではの雰囲気興奮した。

東京税理士会からは、山川会長と鈴木国際部長が代表として、我が国の懸案である会計士問題などを率直に発表し、各国が聞き入っていた。夕方からは、会場を移して、「韓国の家」で歓迎晩餐会が催された。

韓国側は、大変な力の入れようで、宴会場は歓迎の熱気に包まれていた。我々の後方の席に陣取っていた中国は、北京、上海、重慶3都市の注冊税務師協会からの代表団で、知り合いを見つけては、我々の席まで来て大いに親交を深め、会場を盛り上げていた。中国とは折からの尖閣諸島問題を気遣ったが、全く意に介していない様子だったので安心した。

後半は、韓国の伝統芸術公演がおこなわれ、一日目は無事終了した。

二日目は、午前中、ソウル歴史博物館を見学して、昼食は、参鶏湯に舌鼓を打ち、サミット会場に入った。テーマは、各国の税務専門家制度の懸案問題と国際的協力方案である。当初は円卓会議、後に各国代表が壇上からテーマ発表を行った。話の内容を一言たりとも聞き逃すまいと会場は真剣な雰囲気包まれていた。日本側は、税理士の資格取得制度や電子申告の問題点等について発表をおこなった。各国の発表後、質疑があり、宣言文の朗読と署名、記念撮影が行われた。その後、華やいだ雰囲気のレセプションが催され、サミットは大きな成果をあげて終了した。

思えば、第1回サミットを東京税理士会の提案で開催して以来6年間のブランクがあつての開催とはなったが、このソウルで第2回サミットを開催出来たことは、東京会としては大きな役目を果たしたことになり、一定の区切りをつけたことになるであろう。

税理士という、税の最前線で仕事をする職業専門家が、それぞれの国の事情や制度の違いを乗り越

えて、一堂に会して情報交換し、協力し合うことは、自国の税理士制度の発展につながることは勿論、税理士制度の国際的連携に発展する道筋にもなると思う。また、税理士先進国であるドイツの税理士会の高さや、電子申告など良いことは、まずやってみようという前向きに取り入れる韓国の時代の変化への対応の早さにも感銘を受けた。

次回第3回サミットは、ケルンでとの期待もあるようだが、中国も自国開催に意欲を見せており、経済発展のみならず税理士の世界においても注目される存在になりつつあると感じた。今後の課題は、サミットの参加国を税理士制度のある各国に呼びかけ、さらにその輪を広げていけるかであろう。

(広報部副部長 石田 等)

韓国語の勉強をはじめて4年間、抱き続けてきたサミットに対する止むに止まれぬ憧れが、今やつと満たされた感じがしている。広報部枠を与えてくださった関係者の皆様に感謝申し上げる。直前まで議題が知らされず、一体全体どのような会議になるのか不安もあったが、蓋を開けてみると、ソウル地方税務士会の真心を尽くした歓待とサミットにかける意気込みに感激した。特に韓国の若きエース、イム副会長の真摯でクレバーな司会ぶりが、会議全体に格調を与えた印象を持った。また、日本の代表団の発表も堂々としていて良かったと思う。山川会長の人柄が、いつもながら会場の雰囲気や和らげていた。私の税理士人生において忘れることのできない思い出となった。

しかし、サミットで私が一番感銘を受けたのは、ドイツの際立った存在感であった。各国からの質問が集中し、かつ、それに対していずれも的確な回答で応じる姿は、まさに世界の税理士界のリーダーと呼ぶにふさわしいものであった。日本と韓国の税理士制度は非常に似通ったものであるが、ドイツとは若干質の違いがあるようである。私たちがドイツから学ぶことは多いと思う。逆に、制度があまりにも乖離している場合、課題を共有することは難しいのではないだろうか。

さて今後、セレモニー的なイベントから脱皮して、サミットで本格的議論を行うためには、二つの方向性が考えられる。一つは、税理士制度がしっかり確立されている日独韓を中心として高い次元の研究、討論を行っていくもの。もう一つは、税理士制度が普及する兆しが見えるアジア新興諸国を交えて、日韓中心に地域的連携を模索していくもの。個人的には、次回ドイツ開催に魅力を感じている。

(広報部委員 山口 昭太郎)

第2回目の開催となった「国際都市税理士サミット」に東京税理士会総務部として参加した。

前回、東京での開催時には、一般会員としての参加であったが、今回は東京税理士会総務部としての参加であった為、モチベーションも当然の事として違う。会議自体は国際部の所掌により全てが完璧に準備されており、特に総務部としての出番は無かった為、腰を据えて各国代表団の討議を拝聴出来た。

各国代表団の討議内容については、別途資料に譲る事とするが、特に感じたことを述べてみたい。

- ① 我が国の税理士制度は他の参加国のそれに比し、国の制度の一環としての性格がより強いと感じた。勿論、他の国に於ける税務専門化制度も国策と密接な関係を持っているが、他国は必要による自然発生的な制度発展の経緯が垣間見えるところにおいて我が国の制度発展との相違を感じる。
- ② ドイツに於ける東西分断、韓国に於ける南北分断、そして中国に於いては国家体制の違い等、



日本国内には存在しない問題を有することを改めて実感する。

他国は税を含む広い分野に於いて、その国内のみならず対外的な緊張要因を伴っている分、税務専門家の間には必然的に外的要因への思慮が深い。

- ③ 各国における税務専門家制度の懸案問題で、当会は「税理士の資格取得制度」として、公認会計士への税理士資格付与を挙げた。これは我が国固有の制度設計の問題であり、他国の参加委員にとっては不思議な現象と映った様である。

以上、限られた会議時間内に於ける私の雑感である。

参加して初めて理解出来る内容が多々あり、他国との経済環境が益々高度化する中、我が国の優れた税理士制度を更に維持発展させる為には、この様な国際会議の重要性が改めて認識出来た。今後、定期的に「国際都市税理士サミット」が開催される事を願う。

(総務部副部長 足達 信一)

時は折りしも、尖閣諸島問題の最中、第2回国際都市税理士サミットは開幕した。

昨年、上海の日系会計事務所の現地法人を訪問した時、現地スタッフが税務当局とクライアントとの間で苦労したことを聞かされた。その際、中国における職業会計人は会計師の他に注册税務師の存在があることを知った。

ただ、現在のところ注册税務師は、厳密に言えば法的地位は確立されておらず、また、「無償独占」が保証されている日本の税理士制度と異なり、法的に規定された職業ではない。従って、市場における業界の競争力は不利なもので、海外からのコンサルタント系事務所に対して、遅れをとっている現状である。また、租税法律主義が徹底しておらず、課税当局の裁量が大きく、さらに課税所得についての算出は文書による規制のみで、納税者の権利の法的側面も欠如していると指摘があった。

中国の代表団が、この大会に参加して自国の現状を堂々と発表したことが、私には驚きであった。幸い、注册税務師会はこれら諸問題を認識し解決すべく積極的に取り組んでいるのである。彼らに「加油(がんばれ)」と声援したい気持ちになった。

初日のシンポジウム終了後、「コリア・ハウス」で歓迎晩餐会が催された。参加五ヶ国は各々テーブル毎に分かれ、我々の後方に北京、上海、重慶3都市の税務師会が占めていた。私は、鈴木国際部長とともに部長持参の日本酒を振る舞い、片言の中国語で挨拶をしながら「好喝?(美味しいですか)?」と聞けば「太好喝了(美味しかった)」と笑顔で返してくれた。限られた時間で税制と電子申告等について情報交換が出来たのは有意義であった。

今後、中国注册税務師会とは東京税理士会のみならず日税連とも連携して、領土問題等で摩擦が生じている時だからこそ、我々業界団体が率先して民間外交を強力に推し進めて行くべきだと思う。

(業務対策部委員 須崎 勇夫)

2004年6月17日に東京で第1回国際都市税理士サミットが開催され、その当時、私は国際部の韓国班担当のスタッフとして現場に携わっていた。そのサミット終了後の金子前会長と報道関係者との記者会見の席で、第2回のサミットはいつ行われるかという質問があったことを思い出す。その当時はすぐ2回目は出来るのではと簡単に考えていた。しかし、なかなか実現せず、ドイツ、韓国も一度は開催に同意したかのようであったが、諸事情により撤回され、つくづく各都市の温度差を感じた。と

ころが今回の第2回サミットでは、レセプションの席で、ドイツ、中国が第3回サミットを行う用意があるとの挨拶があり、やっと東京税理士会の努力が実を結んできたかなと嬉しく思った。また今回のサミットでは、私が前回担当した韓国ソウル地方税務士会の会長であった宋瑛達先生も参加されており、親しく挨拶させていただいた。このサミットが続けば、各国の税務専門家との交流が進み、同時に税理士制度もグローバルに発展していくものと確信した。

韓国の税務行政の中で、ひとつ興味深い発表があった。韓国では1997年に納税者権利憲章が制定されたのはよく知られているが、それに伴い組織も変わってきている。韓国国税庁には納税者保護課、税務署には納税者保護室といった納税者担当の部署があるが、年々その部署が強化されており、納税者担当官の外部からの人材登用（主に弁護士、税務士）の比率が今では約50%とのことであった。日本では、国税不服審判所の審判官の民間出身者が最近は多くなってきたとはいえ、平成22年採用者数で13名(税理士、弁護士、公認会計士合計)であり、このようなサミットを通じての各国との情報交換も貴重な体験となった。

次のサミットでは、是非第4回目の主催都市及び日程まで確定させ、円滑にこのサミットが続くよう願っている。

(税務審議部委員 伊東 晴俊)

平成22年10月14日より2日間、韓国ソウルにおいて第2回国際都市税理士サミットが開催された。参加国はドイツ（ケルン税理士会）、イギリス（イギリス勅許税務協会）、中国（中国注册税務師協会）、韓国（ソウル地方税務士会）、そして日本（東京税理士会）で、各国の諸問題や税理士制度について有意義な会談が行われた。

情報システム委員会からサミットへ参加したのは担当常務理事の森外志廣と私の2人であったが、手分けして各国代表に電子申告事情を聞いた。

通訳と同行しての会話となり、言葉の問題、また時間的制約もあり、大変苦労したが、以下、国別に報告する。

1. ドイツ（ケルン税理士会）……………電子申告は普及している模様。

代表者が電子申告についてあまり詳しくない方だったため、詳細について伺うことができなかったが、電子申告は普及しているようであった。

2. イギリス（イギリス勅許税務協会）……………2年後に100%を目指す。

電子申告は導入しており、今後2年間で100%に普及させるそうである。インセンティブについては、法人税申告および所得税申告を電子申告で行うと、申告期限が3ヶ月延びる施策を行っているそうである。本人確認は電子署名ではなく、IDとPASSWORDのみで行っているとのことである。

3. 中国（中国注册税務師協会）……………「電子申告」という概念が無い？

中国は、電子申告を導入しているようであるが、電子申告の概念自体が無いようで、電子申告について聞くと、「パソコンで申告書を送っている。」という答えだけが返ってきた。国が「こうやれ。」と言え、それに従うだけのようである。自主申告納税制度の意味が伝わらなかったようである。

4. 韓国（ソウル地方税務士会）……………発達した国民番号制度と電子申告

韓国の電子申告については、詳細を聞くことができた。韓国は、ご存知のとおり税理士に税額控除を与えて、税理士の協力の下で電子申告を普及させた国である。ただ、よく聞いてみると、そうでもないようである。

韓国には徴兵制度があり、また北朝鮮の問題を抱えている国であるが、そうした影響か、国民番号制

度が恐ろしいほど発達している。どんな番号が国民に割り振られているかという、「生年月日」→「性別」そして出生地番号等が並んだ13桁のものである。例えば生年月日が1950年1月1日で男性の場合は「500101-1\*\*\*\*○△」となるこの番号は、出生時に国から与えられ、国民全員がカードで持っている。

このカードは、病院に行く際や年金を受給する時、また買い物をする時など、生活のいたるところで必要となり、持っていないとかなり不便な生活となってしまう。買い物をする店のレジは国税庁とオンラインで繋がっており、国民全員がどんな買い物をしたか、ということが国税庁にわかる仕組みとなっている。

法人の事業および個人事業での取引は、消費税申告によって取引の一つ一つが法人事業番号および個人事業番号によって申告されている。(実務的には月ごとの締め合計によって)例えば所得税の医療費控除は、もう国税局に把握されているので、申告するときには領収書無しで国税局のHPから印刷した医療費金額明細書を添付するそうである。

自分の使ったお金は、国税局のHPで閲覧できることとなる。膨大な取引データが何に使われているかは、国民はわからないそうである。ただ「全部わかっているのだよ」ということで、申告の抑止力になっているそうである。

どこの国にもあるが、裏取引におけるインボイスのない取引は、どうやって見つけるかを聞いたが、国民全員が裏取引を監視し見つけて国税庁に告発すると、懸賞金がもらえるそうである。その懸賞金で生活している人もいるそうである。

そのような国なので電子申告は、もはや電子でないと申告できない国となってしまっている。もちろん電子署名などなく、IDとPASSWORDだけである。申告ソフトも国から支給されたものでなにも問題がないそうである。IDとPASSWORDは、税理士が国から貰って、税理士のIDとPASSWORDを使いクライアントの申告をするそうである。

各国の電子申告事情を聞くべく、できる限り努力したが、各国とも電子署名などなく、電子申告の普及するスピードも、ものすごく速いことを実感した。また国民の利便性や理解度もかなり進んでいた。各国とも事情は異なりますが、日本も世界に遅れをとらないよう、努力していくことを期待したいと思う。

(情報システム委員会副委員長 細田 俊男)

まずは6年の時を経てソウルで実現した第2回国際都市税理士サミット参加の機会を与えて頂いた神津室長に感謝を申し上げたい。各国代表発表直後の質疑応答で韓国会員からドイツ代表に向けられた統一税に関する質問を耳にしたとき、当然のことながら税体系と歴史の関わりを再認識するとともに己が正に島国に生きていることを痛感させられた。

ドイツは2年前の士業雇用解禁により企業内税理士が増えたこと、納税者は申告のみで税額は国が決定するという本来の自主申告納税制度でないこと、顧問報酬個別契約が優先するも未だ報酬規定が存在すること等、規制緩和途上の感は否めない。税理士試験の運営主体は税理士会との報告に対し、その権限範囲の質問があったがその回答にはかなりの制約を感じた。電子申告はあまり進んでいない。(イギリス、韓国ともに普及率90%以上)

一方、イギリスは長期の労働党ブレア、ゴードン政権から本年5月に誕生した保守、自民のキャメロン連立政権に交代後、政策の視点は組合から企業へと変化し財政不足による人員削減から課税庁で行っていた納税計算業務を納税者又は代理人に負担させる方向で進んでおり、国税が開発したツール

キットの使用も強要されている現況は民主主義先進国に不相応である。発表中一番の驚きは、翌年から始まる韓国税務検証制度で医師、弁護士、結婚式場等の現金領収書の発給業種事業者で年間売上5億ウォン以上を対象として税理士の内容検証を義務付ける制度で検証費用の60%の税額控除が受けられるとのことで監査領域での業際問題と今後の動向に注目したい。なお韓国提案で各国HP上の特定サイトでの相互アクセスによる情報交換の要望には前向きに検討することを願い報告及び感想とする。結びに今回のサミットが韓国で持ち回り開催されたことは大変有意義であり各国相応の税理士制度を模索し、その確立のために引き続き他国で継続開催されることを切望する。

(規制改革等対策室副室長 村上 久憲)

2010年10月に韓国のソウルにて開催された第2回国際都市税理士サミットに、随行通訳として参加する機会を得ることができた。

2007年より東京会の国際部委員を拝命して以来、韓国語担当の通訳として舞台裏をかいま見てきた私自身にとってサミット開催は、より一層感慨深いものがあった。

振り返ると私の委員就任当初、第2回サミットは様々な事情によりその開催が危ぶまれていた。

サミットの継続開催のため、その候補地をソウルに定め調整作業が進められた。

幸い東京税理士会とソウル地方税理士会とは友好協定が存在し、毎年相互に定期交流による訪問が行われているなど有利な状況があったため、その機会を利用しての要請作業が行われた。

2007年の秋、定期交流としてのソウル訪問（私の通訳としての初仕事。）、一連の交流の予定を終了しようとしている、まさにその時分のことであった。

当初よりソウル会がサミット開催を前向きに捉え、順調に開催される運びになると思われたが翌年にソウル会の選挙により役員が交代、新執行部はあまり乗り気とはいえず、振り出しに戻ることに…。それから2年余り粘り強い交渉が続くことになる。

2008年秋のソウル会東京訪問時において当会の強い意志を感じ取ったソウル会は、2009年秋の東京会ソウル訪問時に度重なる要請を受託し、以後サミット開催のための準備会談が当会とソウル会との間で進行することになる。

その後2010年春の選挙を乗り切ったソウル会執行部は10月開催のため精力的に準備作業を遂行したうえで、サミット本会議を大成功に導いた。

ドイツケルン税理士会の第3回サミット開催の内諾、大挙して参加した中国税務士会のサミットに対する熱意など、第2回サミットは今後の会議継続への流れを作った大変有意義なものとして歴史を刻んでいくものと考えられる。

今後サミット会議が会を重ねていくうちに、より多くの諸国の税理士会参加より、都市の枠を超えた国際的な税理士の交流の場としての体裁を整えて行くことを信じてやまない。

私自身今回、その道しるべとなるべき第2回サミットに、舞台裏の一人として参加し微塵ながら貢献できたことを誇りに感じる。

最後に、第2回サミット開催に人並み外れた情熱を注ぎ無事開催までこぎつけた金子前会長、山川会長、小林専務理事に脱帽…！ただただ、尊敬の一言に尽きる。

(国際部委員、通訳担当 趙 博 来)

# おわりに

東京税理士会副会長 石田 通野



第2回国際都市税理士サミットは、韓国、ソウルパレスホテルで、平成22年10月14日、15日の2日間開催され、次回開催希望の国が2国となるほどの盛会で幕を閉じることが出来た。

サミットを呼びかけ、第1回を開催した東京税理士会では、2回を開催するまでの間、本会会員への理解、参加国への呼びかけと紆余曲折があった。

2年前に開催予定であった、ドイツ・ケルン税理士会に延期を求められて以来、ソウル地方税務士会へ開催のお願いをするために数回の訪問や交流の機会を捉えては働きかけ、本会が支援することを約束して昨年9月に何とか開催の了承を得ることが出来た。

ただし、ソウル地方税務士会は翌年役員改選期のため、現李会長が約束しても、次期役員選挙で他の人が会長になったら出来るかどうか確かではないということで、22年4月まで確約は無理とのことであった。その選挙で再任された李会長から開催決定が伝えられたのは、本会の常務理事会の間であったので全員から拍手があがり、山川会長、小林専務理事は大変安堵されこれまでの苦労が報われた。開催決定の後には、小林専務理事と鈴木国際部長がメールや韓国を訪問しての開催場所、規模と予算、サミットのテーマと資料の作成等々、そして何より、参加国への働きかけと、ソウル地方税務士会と何度も協議を重ねての開催までにいたった。

サミットなかの李会長の挨拶では、「東京税理士会には物心両面で支援していただき感謝している」という通訳の言葉があった。これは他国語ではどう訳されているか、またどのように解釈されたか興味あるところである。

サミットのテーマは、「各国における税務専門家制度の懸案問題と国際的協力方案」で、2日間の各国の発表を聞いていても、経済の流れに国境がなく、国により税制が違うが、税理士として他国の税制は知らないでは済まされない今日、税理士の役割の重要性も再認識できて時期に合致したものであった。

サミットの宣言文はまさに税理士の専門家責任と地位の向上を、国際的立場から互いに協力して目指すという、意義深いものとなった。

今回は3、4年後にドイツで開催予定と聞いているが、そのときはドイツ近隣国などの参加国が増え、どのようなテーマとなるか楽しみである。

サミット最後の懇親会で行われた、ナンタ公演の演奏が終わり余興で太鼓のバチが、会場のドイツ・PETEER氏へ、次に本会の鈴木国際部長に渡され一層の盛り上がりがあったが、この順番は偶然なのか韓国が演奏者に伝えてあったのかと考えている。

サミット呼びかけ国の東京税理士会の責任は、開催が2回、3回と継続されれば無事果たされることと思う。

今回の開催と成功裏に当たり、ソウル地方税務士会李会長をはじめ役員の皆様、本会前会長の金子秀夫先生、小林進専務理事、鈴木雅博国際部長と国際部の委員の皆様のご尽力に深く感謝申し上げ、結びとさせていただきます。

## 第2回国際都市税理士サミット参加者

(30名)

### 【常務理事会構成員】

山 川 異	会長
石 田 通野	副会長
小 林 進	専務理事
高 村 義信	専務理事
原 稔	公益活動対策部長
名 倉 明彦	制度部長
鈴 木 雅博	国際部長
森 外志廣	情報システム委員会担当常務理事
小野田 俊	法対策委員会担当常務理事
福 本 光男	広報室担当常務理事

### 【担当部（国際部／広報部）】

田 尻 吉正	国際部副部長
相 澤 康晴	国際部副部長
岩 田 克夫	国際部委員
山 元 俊一	国際部委員
荒 井 喜一郎	国際部委員
藤 本 則子	国際部委員
植 田 覚	国際部委員
茂 木 和夫	国際部委員
浪 川 裕良	国際部委員
趙 博 來	国際部委員（通訳兼ねる）
石 田 等	広報部副部長
山 口 昭太郎	広報部委員

### 【関係部・委員会】

足 達 信一	総務部副部長
須 崎 勇夫	業務対策部委員
伊 東 晴俊	税務審議部委員
細 田 俊男	情報システム委員会副委員長
村 上 久憲	規制改革等対策室副室長

### 【来 賓】

金 子 秀夫	顧問
--------	----

### 【事務局】（2名）

小 原 幹房	事務局長
高 橋 大	制度調査課課長補佐

**2010年  
第2回国際都市税理士サミット報告書**

— 各国の税務専門家制度の懸案問題と国際的協力方案 —

---

2011年3月17日発行

編集・発行

**東京税理士会 国際部**

〒151-8568

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6  
(東京税理士会館)

TEL 03(3356)4461(代表)

FAX 03(3356)4469

# 第2回 國際都市 稅務士 頂上會議

The 2<sup>nd</sup> International Metropolis CPTA Summit



各國 稅務士制度의 國際問題와 國際的 協力方案  
Current Issues of  
Tax Professional Systems in the World  
and Measures for International Cooperation

2010年 10月14日(水)-15日(金)  
SEOUL PALACE HOTEL

주최 | 서울지방세무사회

Hosted by Seoul Association of Certified Public Tax Accountants